双葉町障がい者計画
第５期障がい福祉計画
第１期障がい児福祉計画

平成 30 年3月

福島県双葉町

目　次

第１章　計画の策定にあたって　1

１　計画策定の趣旨 1
２　障がい者施策の動向 2
３　計画の位置付け 4
４　計画の期間 4

第２章　障がい者関係基礎データ　5

１　人口・世帯 5
２　障がい者数 6
３　福祉サービス等の利用状況 11
４　アンケート調査による障がいのある人の状況 13

第３章　計画の基本理念及び基本目標　29

１　基本理念 29
２　計画の基本目標 29
３　施策の体系 30

第４章　障がい者計画　33

基本目標１　自分らしく、自立した生活が送れる環境づくり 33
基本目標２　ともに理解しあい、支えあう社会づくり 43
基本目標３　多様なニーズに沿った支援の仕組みづくり 46

第５章　第５期障がい福祉計画　51

１　障がい福祉サービスの目標（成果目標） 51
２　障がい福祉サービス等の実績・見込み 55
３　地域生活支援事業の推進 60

第６章　第１期障がい児福祉計画　67

１　障がい児福祉サービスの目標（成果目標） 67
２　障がい児福祉サービスの実績・見込み 68

第７章　推進方策　71

１　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進方策 71
２　計画の推進に向けて 73

資　料　75

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

近年の障がい者に係る施策については、国においては、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への批准を目的として、障がい者施策に係る法の整備を行ってきました。平成21年には「障害者制度改革推進本部」が設置され、平成23年８月には「障害者基本法の一部改正する法律」が成立し、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれています。

平成24年６月には、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定され、難病患者等が障がい福祉サービスの給付対象に含まれました。平成25年６月に、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）などが制定され、平成26年１月に我が国は障害者権利条約を批准しました。平成28年６月には、障害福祉計画策定の根拠法となる「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、計画策定のための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）も改正されました。また、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村では障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

また、国においては、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第３次）」が平成25年９月に策定されましたが、平成25年度から平成29年度までの計画期間が終了することから、平成29年度に見直しを行い、「障害者基本計画（第４次）」が策定される予定となっています。

双葉町は平成23年３月11日に発生した東日本大震災、及び福島第一原子力発電所事故により、町域は帰還困難区域と避難指示解除準備区域に指定され、全国へ避難した町民の避難生活は長期化しています。そのようななか、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に基づき、町民が生活再建を果たし、美しいふるさと・双葉町を取り戻していくことを目指しています。

この度、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律及び基本指針に基づく「第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」で、一体的に策定します。障害者計画は、福祉をはじめ、保健・医療、教育、就労、生活支援、まちづくり等障害者関連の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。「第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」は、障がいのある人及び障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する目標を設定するとともに、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

2　障がい者施策の動向

第４期計画策定以降の主要な障害者関連法の制定・改正は、以下のとおりです。

⑴「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28 年 4 月施行）

①「差別の解消の推進に関する基本方針」平成 27 年 2 月 24 日閣議決定

②関係府省庁における対応要領、事業分野別の対応指針の策定・・・市町村の対応要領の策定済みは平成 29 年 4 月時点で 61.6％

⑵「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年 4 月施行）

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害のある人の雇用に関する状況を踏まえ、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることが規定されています。

合理的配慮の提供義務については、事業主に、障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けています。（ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。）

⑶「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」（平成 28 年 5 月施行）

認知症、知的障害その他の精神上の障害がある人の財産の管理や日常生活等を支える重要な手段である成年後見制度について、利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定められました。

⑷「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」（一部の規定を除き、平成 30 年4月施行）

障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、改正されました。その概要は、次のとおりです。

①障害のある人の望む地域生活の支援

施設入所支援や共同生活援助利用者などを対象に、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行う「自立生活援助」サービスを新設する。

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、「就労定着支援」サービスを新設する。

重度訪問介護利用の最重度の障害者に対し、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。

長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の障害のある人が、65 歳になり介護保険サービスを利用する場合に、所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」サービスを新設する。

保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。

医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとする。

障害児のサービスに係る提供体制を計画的に確保するため、自治体において障害児福祉計画を策定する。

③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与も可能とする。

都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、必要な規定を整備する。

⑸「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成 28 年8月施行）

障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的としている。

発達障害者の定義を、発達障害及び「社会的障壁」により日常生活または社会生活に制限を受ける者と規定し、「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと規定する。

基本理念に、発達障害の支援は「社会参加の機会の確保、地域社会における他の人々との共生が妨げられないこと」や「社会的障壁の除去に資すること」「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行うこと」を規定する。

国及び地方公共団体の責務として、総合的な相談体制を整備する。

国民の責務の改正として、個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めることとしている。

発達障害者（児）の支援のための施策として、発達障害の疑いのある場合の支援、普通級に通う発達障害児に対する支援計画や指導計画の作成、就労支援及び就労定着支援、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける意思疎通手段の確保等の配慮、家族等への情報提供や相互の支え合い活動の支援等を規定する。

⑹「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

平成 29 年5月 26 日の「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立後、「社会福祉法」が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされています。介護保険との関係では、高齢者と障害者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けるなどがあげられています。

～我が事・丸ごとの地域共生社会の実現～

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

3　計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第３項に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第１項に規定する障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、国の「障害者基本計画」や福島県の「第４次福島県障がい者計画」及び「第５期福島県障がい福祉計画」を踏まえるとともに、本町の上位計画である「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」で示された基本方針、関連する個別計画との整合性を図りつつ策定したものです。

＜双葉町障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係＞

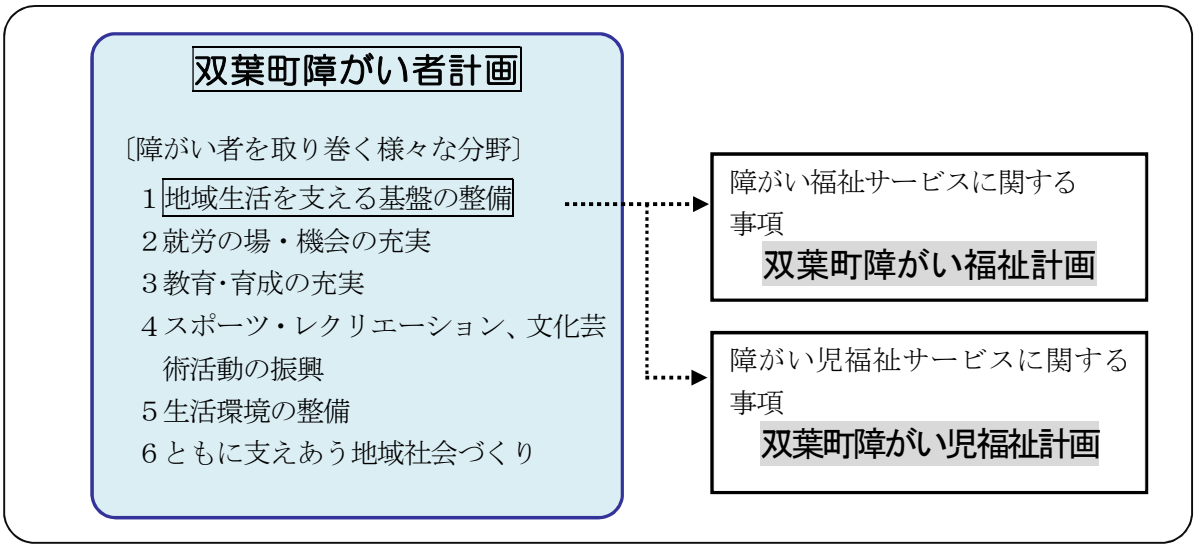

4　計画の期間

本町における計画期間は、双葉町障がい者計画は平成27年度から平成32年度の６年間、第５期障がい福祉計画と第１期障がい児福祉計画は平成30年度から平成32年度の３年間とします。

＜計画期間＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
双葉町障がい者計画				→	→	→	→	→	→
双葉町障がい福祉計画	- - -	第3期 - - -	- - - →	- - -	第4期 - - -	- - - →	→	第5期 →	→
障害者自立支援法	⇨	障害者総合支援法施行	⇨	⇨	⇨	⇨	⇨	⇨	⇨
双葉町障がい児福祉計画							→	第1期 →	→

第２章　障がい者関係基礎データ

１　人口・世帯

町の人口は緩やかに減少傾向で推移していましたが、東日本大震災及び原子力災害発生後、平成23年には7,000人を下回り、平成26年は6,418人、平成29年は6,142人となっています。

世帯数も微減しており、平成26年は2,457世帯でしたが、平成29年は2,317世帯で、１世帯あたり人員は平成27年以降変わりなく、平成29年は2.66人となっています。

＜人口・世帯の動き（各年３月末日現在）＞

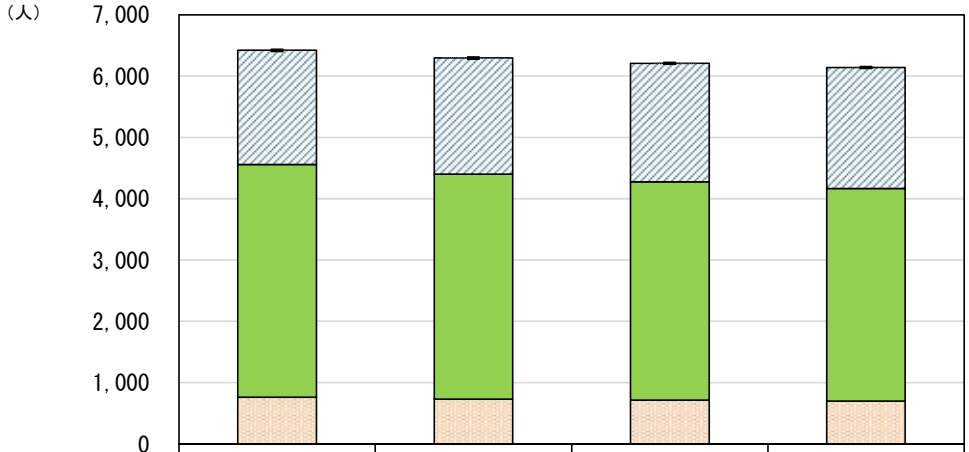

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
老年人口	1,860	1,894	1,935	1,975
生産年齢人口	3,796	3,670	3,561	3,469
年少人口	762	729	712	698
総人口	6,418	6,293	6,208	6,142

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
老年人口	29.0%	30.1%	31.1%	32.1%
生産年齢人口	59.1%	58.3%	57.4%	56.5%
年少人口	11.9%	11.6%	11.5%	11.4%
総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（住民基本台帳）

2　障がい者数

（1）障害者手帳交付状況

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成24年から平成26年にかけて増加傾向にありましたが、以後、平成26年の442件から、平成28年には393件に減少しています。

身体障害者手帳の交付数が、平成26年から平成28年にかけて50件減少しているものの310件と全体の78.9%を占めています。療育手帳は14.8%、精神障害者保健福祉手帳は6.4%となっています。

＜障害者手帳交付の推移（各年３月末日現在）＞

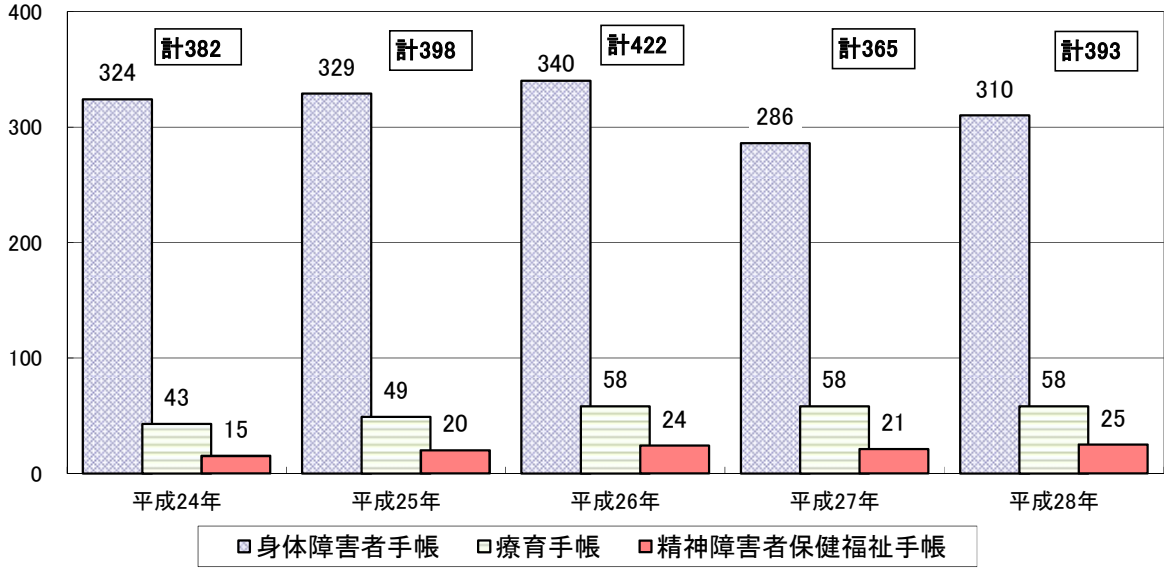

（健康福祉課）

＜種類別障害者手帳交付状況（平成 28 年度現在）＞

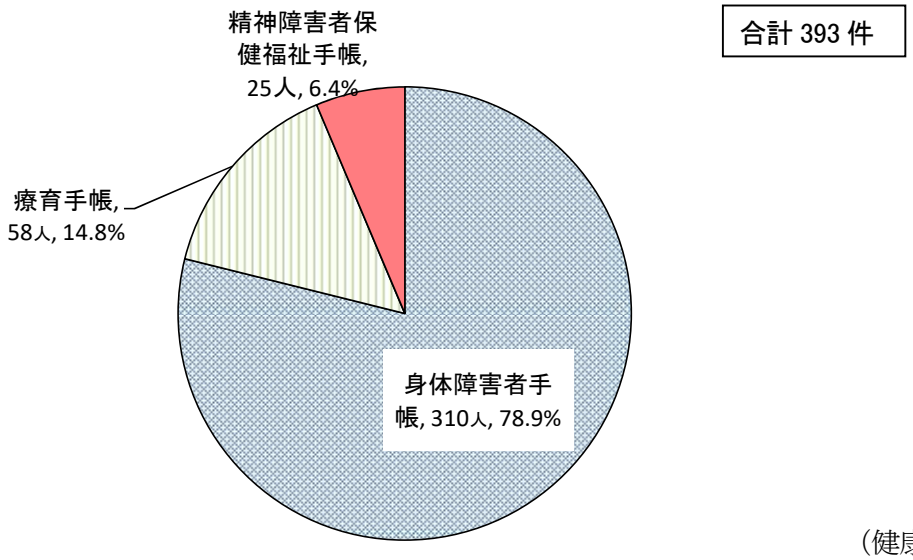

（健康福祉課）

（2）身体障害者手帳

身体障害者手帳交付数は、平成26年の340件から平成28年（出所：健康福祉課）は286件に減少しました。等級別では身体障害者手帳１級が最も多く、４級と３級が続いています。年齢別では65歳以上が65.8％と多く占めており、割合が高くなる傾向がみられます。また、18～64歳は25.8％を占めており、18歳以上の所持者がほとんどとなっています。種類別では、平成28年度は、肢体不自由が57.1％と多く、次いで内部障がいが28.7％を占めています。

＜等級別交付状況（各年３月末日現在）＞

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1級	115 件	115 件	100 件	96 件
2級	52 件	52 件	47 件	47 件
3級	57 件	62 件	56 件	50 件
4級	63 件	69 件	58 件	56 件
5級	22 件	23 件	21 件	20 件
6級	20 件	19 件	18 件	17 件
不明	—	—	21 件	24 件
合 計	329 件	340 件	286 件	310 件

（健康福祉課）

＜年齢別交付状況（平成 28 年度現在）＞

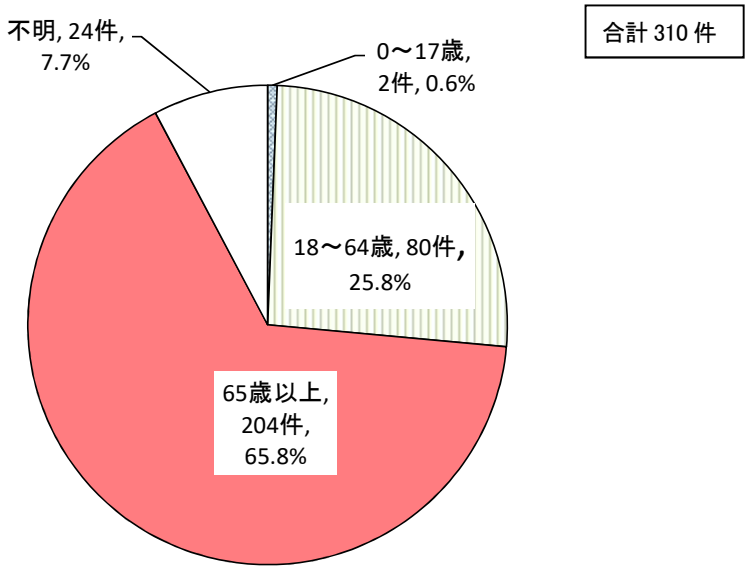

（健康福祉課）

＜種類別身体障害者手帳交付件数の推移（各年３月末日現在）＞

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚	17 件	20 件	21 件	21 件	20 件
聴覚・平衡	25 件	26 件	27 件	20 件	20 件
音声・言語・そしゃく	5 件	4 件	5 件	5 件	4 件
肢体不自由	198 件	200 件	204 件	177 件	177 件
内部	95 件	100 件	103 件	98 件	89 件
合 計	340 件	350 件	360 件	321 件	310 件

※複数所持分を含む （健康福祉課）

＜種類別交付状況（平成 28 年度現在）＞

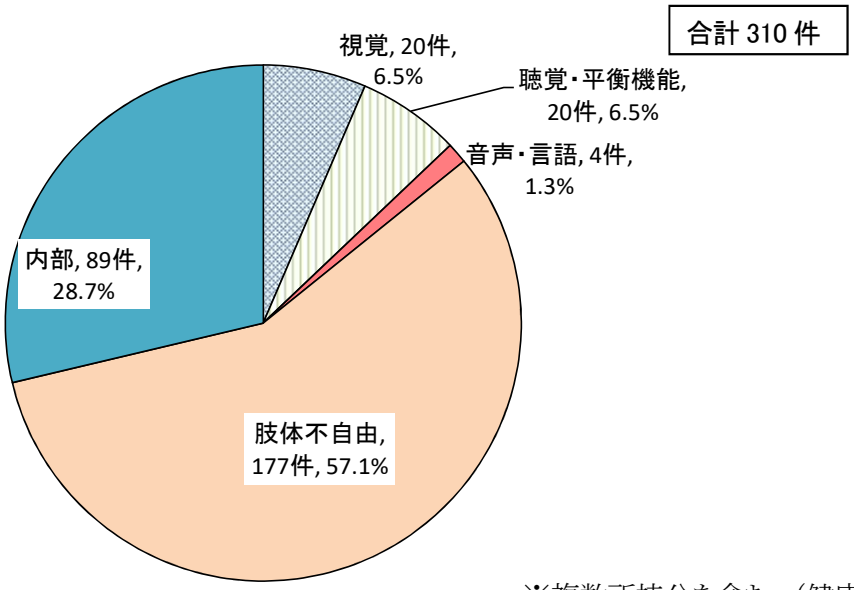

※複数所持分を含む （健康福祉課）

（3）療育手帳

療育手帳交付数は平成24年から平成25年にかけて40件台にとどまっていましたが、平成26年は58件に増加しました。程度別では療育手帳Ｂの割合が高く、平成28年は全体の67.2%を占めています。

＜療育手帳交付件数の推移（各年３月末日現在）＞

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A	16 件	17 件	19 件	19 件	19 件
B	28 件	32 件	39 件	39 件	39 件
合 計	44 件	49 件	58 件	58 件	58 件

（健康福祉課）

＜程度別交付状況（平成 28 年度現在）＞

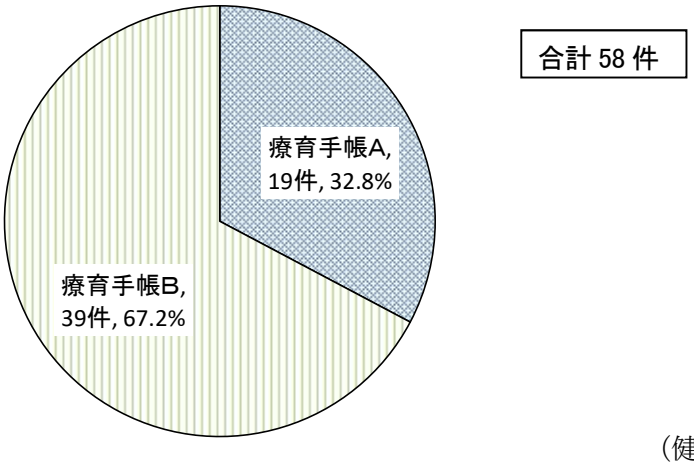

（健康福祉課）

（4）精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成24年度から平成25年に増加し、その後ほぼ同程度で推移しています。程度別では平成26年度と平成28年度に２級の割合が高くなり、全体の約50％を占めています。

また、精神疾患のある人の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及するために、医療に要する費用の一部を公費で負担する自立支援医療（精神通院医療）を実施しています。

＜精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移（各年３月末日現在）＞

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1級	3件	2件	1件	2件	2件
2級	4件	10 件	13 件	10 件	13 件
3級	4件	8件	10 件	9件	10 件
合 計	11 件	20 件	24 件	21 件	25 件

（健康福祉課）

＜程度別交付状況（平成 28 年度現在）＞

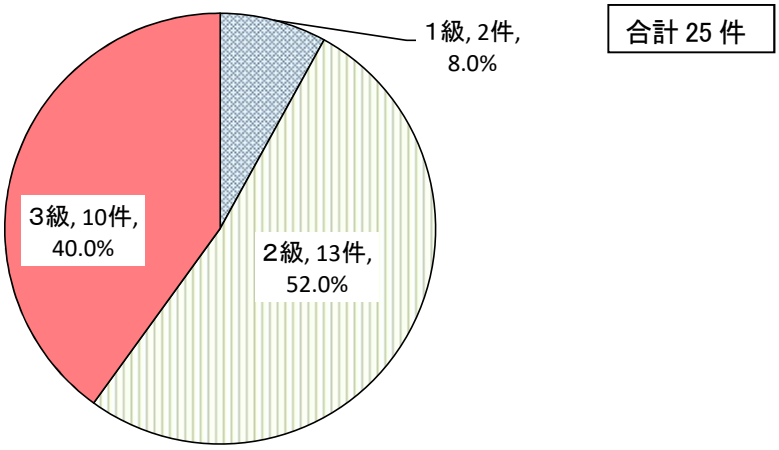

（5）特定疾患認定者（難病患者）

原因が不明で治療法が確立されていない疾病や慢性的で様々な負担の大きい疾患を難病と呼び、そのなかで指定された疾患を特定疾患として、医療費等が一部公費負担されています。平成28年度で、認定患者概数は40件となっています。

小児慢性疾患のうち治療法が確立されていない特定の疾患の治療研究事業の認定状況は、平成28年３月末内分泌疾患、悪性新生物、慢性心疾患などを主として、７件が認定されています。

＜特定疾患治療研究事業認定状況概数（平成 28 年度現在）＞

特定疾患治療研究事業認定	40 件
小児慢性特定疾患治療研究事業認定	7 件

（健康福祉課）

3　福祉サービス等の利用状況

（1）障がい福祉サービス

平成28年度では、障がい福祉サービス利用者は44人、地域生活支援事業利用者は14人となっています。

相双保健福祉事務所管内では、指定障がい福祉サービス事業所は、居宅サービスでは、居宅介護・重度訪問介護の事業所が多く、日中活動系サービスでは就労継続支援Ｂ型、生活介護、障がい児通所支援（児童デイみなし）、短期入所などが多くなっています。平成24年度から児童デイサービスは、障がい児通所支援として児童福祉サービスで実施されています。

＜障がい福祉サービス利用状況（平成２８年度現在）＞

障がい福祉サービス利用者		44 人
地域生活支援事業利用者	訪問入浴サービス事業	２人
	移動支援事業	９人
	日中一時支援事業	３人
	地域活動支援センター事業	０人

（健康福祉課）

（2）医療費の助成

これまでの更生医療と育成医療、精神障害者通院医療は、平成18年度から自立支援医療となり、原則医療費の１割を負担するようになりました。ただし、所得等に応じて利用負担の上限が設定され、激変緩和措置などが講じられています。

重度心身障がい者医療費助成事業は、重度の障がいのある人が病気やけがで治療を受けた際に医療費の自己負担分を助成するもので、受給人数は、平成28年度現在で142人となっています。

在宅障がい者または重度の認知症のある方に、紙おむつ等の治療材料の給付券を交付しており、交付者は３人となっています。

人工透析通院者の交通費を助成する人工透析患者通院交通費助成事業を実施しており、補助対象者は２人となっています。

なお、医療費一部負担金の免除が、平成30年２月末まで延長されることが示されています。

＜医療費助成受給状況（平成 29 年３月１日現在）＞

種類	概要等	平成 29 年
自立支援医療	18 歳未満で身体に障がいのある児童、18 歳以上の身体障害者手帳所持者、精神障がいで定期的に通院している方に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う（更生医療・育成医療・精神通院医療の給付）	更生医療0人、育成医療0人、精神通院医療16 人
重度心身障がい者医療費助成事業	身体障害者手帳１～２級、３級（内部）所持者、65 歳以上で身体障害者手帳４～６級所持者、療育手帳Ａ所持者を対象（県事業）	142 人
在宅重度障害者対策事業	在宅障がい者または重度の認知症のある方に治療材料・衛生機材（紙おむつ等）の給付券を交付する	３人
人工透析患者 通院交通費助成事業	人工透析で通院が必要なじん臓機能障がい者が、交通機関を利用して通院する場合に交通費を助成する（所得制限あり）	２人

（健康福祉課）

（3）各種手当等

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者の自立生活の基盤の確立を図るため、各種手当を支給しています。

＜各種手当支給状況（平成 29 年３月１日現在）＞

種類	概要等	人数
特別障害者手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳以上の重度障がい者を対象	８人
重度心身障害児援護手当	重度の心身障がい児（20 歳未満）を保護している方に、年額１万5,000 円を支給する	３人
特別児童扶養手当	20 歳未満の療育手帳Ａ、Ｂの一部、身体障害者手帳１・２級、３級の一部、精神障がいのある一部の方を監護する父母または養育者に、１級月額５万円、２級月額３万3,570 円を支給する	－
障害児福祉手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳未満の者を対象に、月額１万4,600 円を支給する	１人
福島県心身障害者扶養共済制度	障がいのある人を扶養している保護者が、毎月一定額を収め、保護者が万一の場合に、障がいのある人に年金を支給する	３人

※特別児童扶養手当は避難先自治体へ申請のため集計がありません。

4　アンケート調査による障がいのある人の状況

双葉町では、第５期障がい福祉計画の策定にあたって、地域生活に関する調査を行っています。今期の計画策定にあたっても、同調査結果を参考にし、施策の展開を検討していきます。

（1）調査の概要

調査方法：郵送による配布、回収
調査基準日：平成29年８月１日
調査対象：障害者手帳交付者、障がい福祉サービス利用者など
配布数：363件
有効回答数：187件
回収率：51.5％

（2）障害者手帳の交付

①身体障害者手帳の等級

身体障害者手帳の等級は、「１級」が24.6％と多く、「２級」が17.1％、「４級」が15.0％、「３級」が13.9％と続いています。主な障がいとして、「肢体不自由（下肢）」が29.1％と多く、「内部障害（１．～６．以外）」が21.2％、「肢体不自由（上肢）」が13.2％、「肢体不自由（体幹）」が10.6％となっています。

問9　身体障害者手帳の等級〔％〕

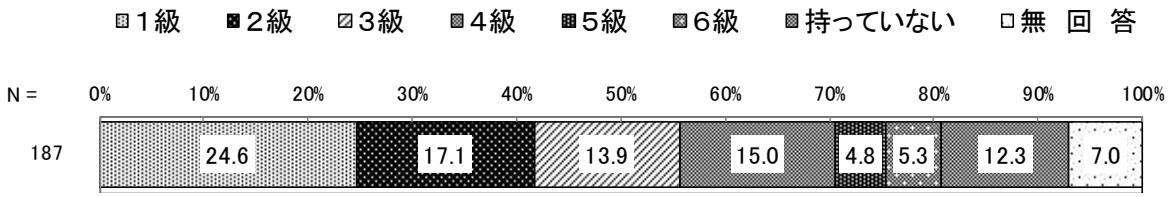

問10　主な障害〔％〕

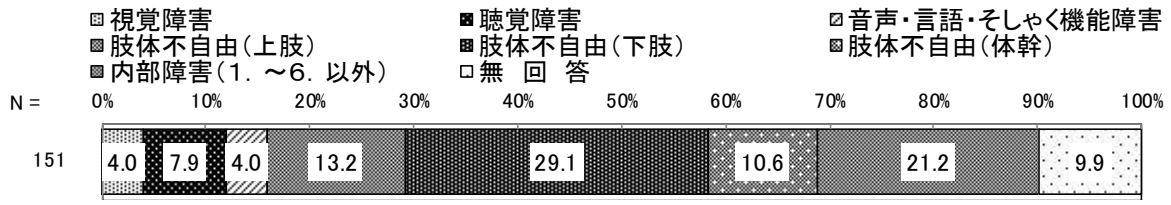

②療養手帳の等級

全体では、「持っていない」が68.4%と多く、「B判定」が8.6%、「A判定」が5.3%となっています。

問11　療育手帳の等級〔%〕

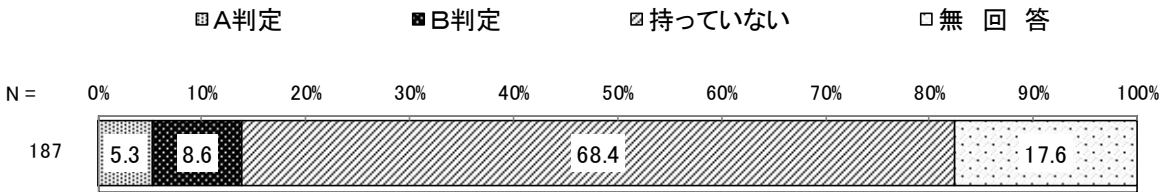

③精神障害保健福祉手帳の等級

全体では、「持っていない」が72.2%と多くなっています。

問12　精神障害者保健福祉手帳の等級〔%〕

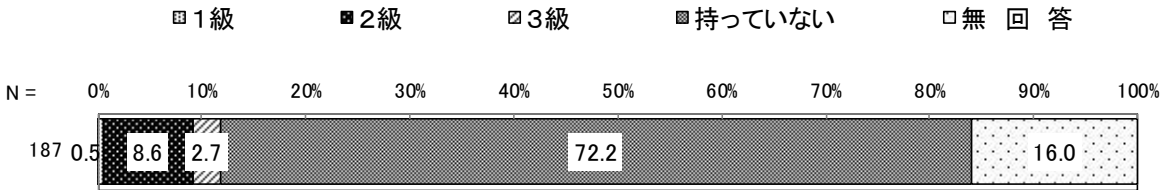

④難病（特定疾患）の認定

全体では「受けていない」が78.6%と多く、「受けている」が8.6%となっています。身体障害者手帳所持者で「受けている」が9.9%とやや多く、療育手帳所持者で「受けている」回答はなく、「受けていない」は92.3%となっています。

問13　難病（特定疾患）の認定〔%〕

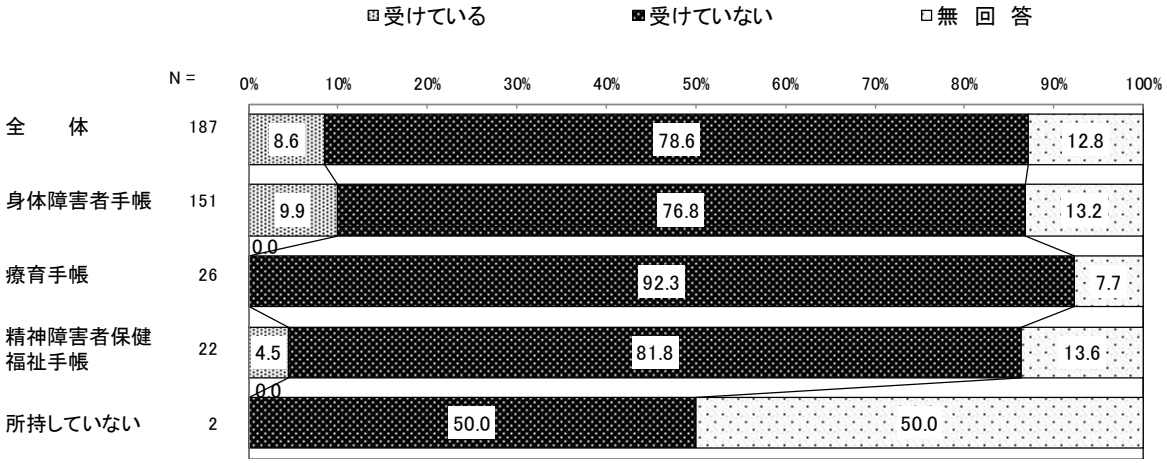

⑤発達障害の診断

全体では「ない」が80.2%と多く、「ある」が8.0%となっています。身体障害者手帳所持者で「ない」が86.1%と多く、療育手帳所持者で「ある」が42.3%と多くなっています。

問14　発達障害の診断〔%〕

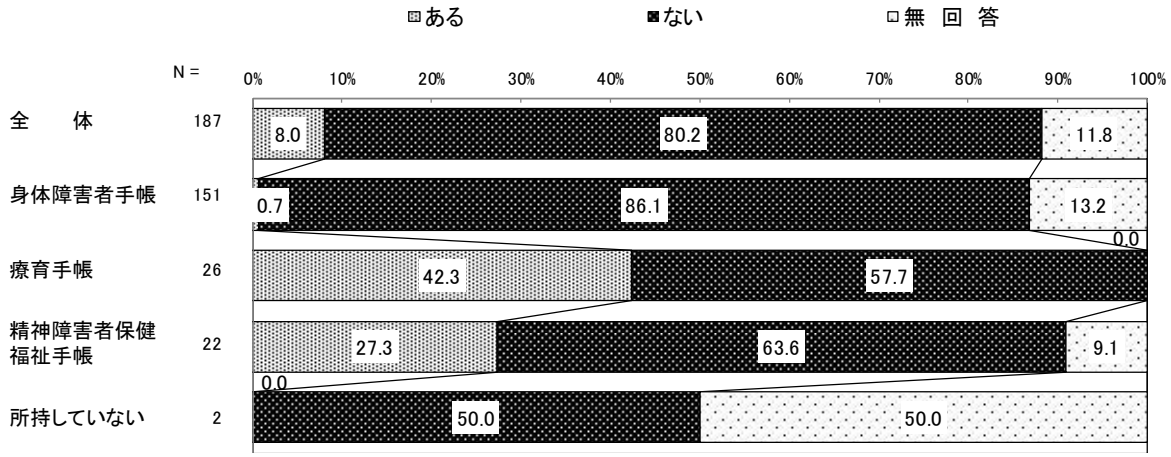

⑥高次脳機能障害の診断

全体では「ない」が72.7%と多く、「ある」が9.1%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者で「ある」が18.2%とやや多くなっています。

問15　高次脳機能障害の診断〔%〕

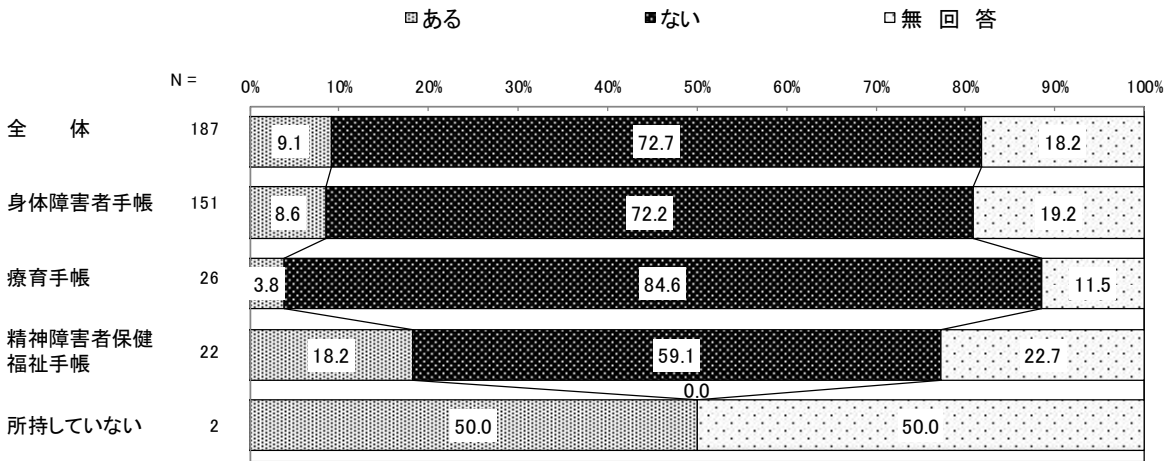

⑦高次脳機能障がいの関連障害

全体では「肢体不自由（下肢）」が64.7％と多く、「肢体不自由（上肢）」「肢体不自由（体幹）」がともに29.4％、「内部障害（１．～６．以外）」が23.5％と続いています。

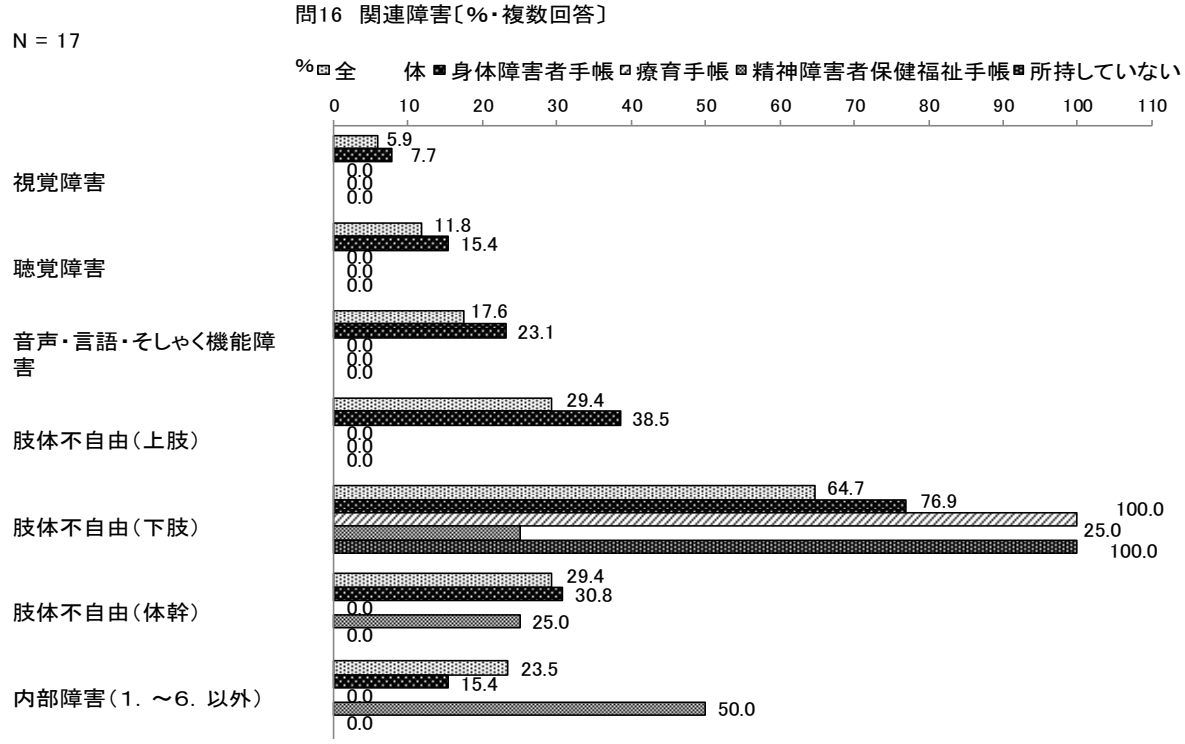

（3）障がい福祉サービス

①障害支援区分の認定

全体では「わからない」が33.7％と多く、「受けていない」が29.9％、「区分２」が3.7％、「区分６」が2.7％「区分３」が2.1％、「区分１」「区分４」がともに1.6％となっています。療育手帳所持者で「区分５」「区分６」が15.4％、「区分２」が11.5％と多く、精神障害者保健福祉手帳所持者で「区分２」が18.2％と多くなっています。

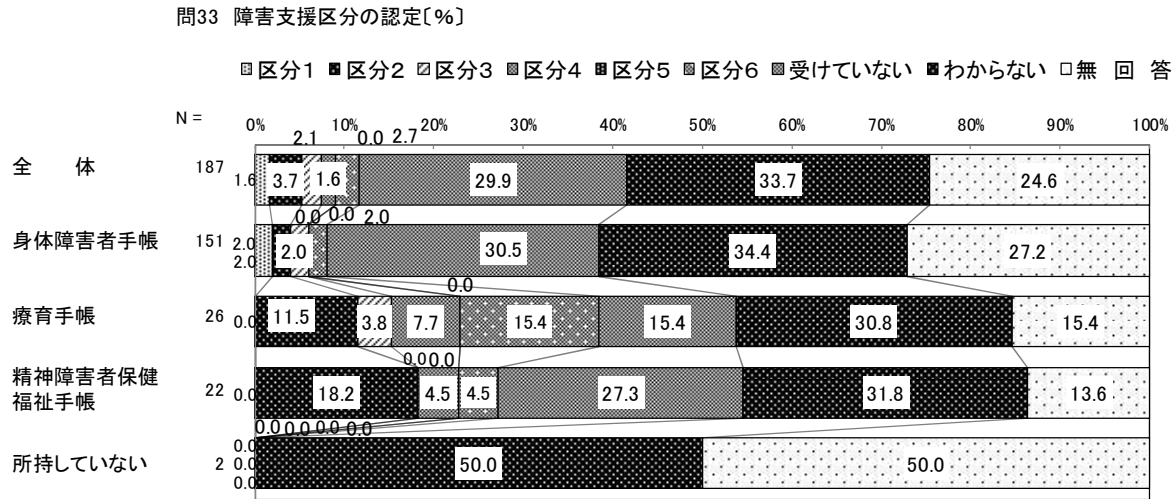

②介護保険サービスの利用

全体では「利用していない」が53.7%と多く、「利用している」が34.8%となっています。

「利用している」は療育手帳所持者で26.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では16.7%と少なくなっています。

問34 介護保険サービスの利用〔%〕

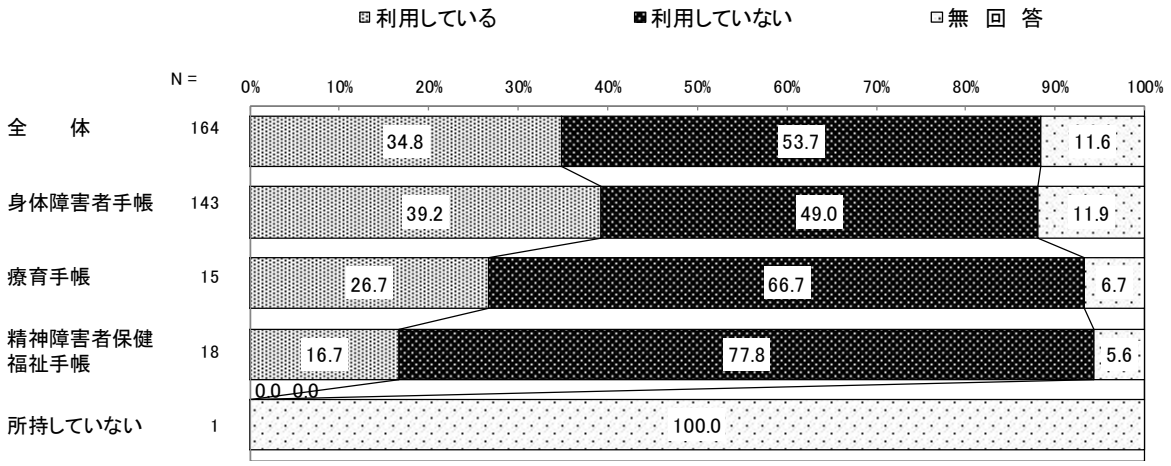

③障がい福祉サービスの利用状況・利用意向

(%)

サービス	現在		今後	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①居宅介護（ホームヘルプ）	7.0	61.5	20.3	8.0
②重度訪問介護	1.1	64.7	10.2	9.6
③同行援護	3.2	61.0	8.6	8.6
④行動援護	3.7	60.4	10.2	9.1
⑤重度障害者等包括支援	2.1	61.0	8.6	8.6
⑥生活介護	9.6	55.6	17.6	9.1
⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）	14.4	54.0	12.8	12.3
⑧就労移行支援	1.1	61.5	1.1	19.8
⑨就労継続支援（A型、B型）	3.2	57.2	5.3	16.6
⑩就労定着支援	－	－	2.1	16.6
⑪自立生活援助	－	－	7.0	12.3
⑫療養介護	3.2	61.5	13.4	11.2
⑬短期入所（ショートステイ）	4.3	64.7	15.0	12.8
⑭共同生活援助（グループホーム）	5.3	61.5	12.3	13.4
⑮施設入所支援	12.3	56.1	19.3	9.6
⑯相談支援	11.8	52.9	17.6	7.0
⑰自立支援医療（精神通院医療、更生医療等）	2.7	62.0	7.0	15.5
⑱手話通訳等コミュニケーション支援	0.0	64.7	1.6	24.1
⑲移動支援（ガイドヘルプサービス等）	3.2	62.0	9.6	13.9
⑳日常生活用具給付（ストマ等）	4.8	59.4	7.5	17.1
㉑地域活動支援センター	2.7	61.0	5.9	16.6
㉒日中一時支援	1.6	63.6	9.6	13.9
㉓更生訓練費給付	0.0	63.1	3.7	21.9
㉔施設入所者就職支度金給付	0.0	62.6	3.7	19.8
㉕自動車運転免許取得費助成	0.0	66.3	2.7	28.3
㉖自動車改造費助成	0.5	65.8	4.3	25.7

（4）世帯構成

現在の住まい（避難先）は、いわき市が48人（25.7%）と多く、郡山市が26人（13.9%）、白河市と加須市がともに12人（6.4%）、福島市が11人（5.9%）と続いています。全体では、「家族と暮らしている」が65.8%と多く、「一人で暮らしている」、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」がともに11.2%、「グループホームで暮らしている」が5.9%で続いています。

療育手帳所持者で「家族と暮らしている」が50.0%と少なく、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が23.１%と多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者で、「一人で暮らしている」が13.6%とやや多くなっています。

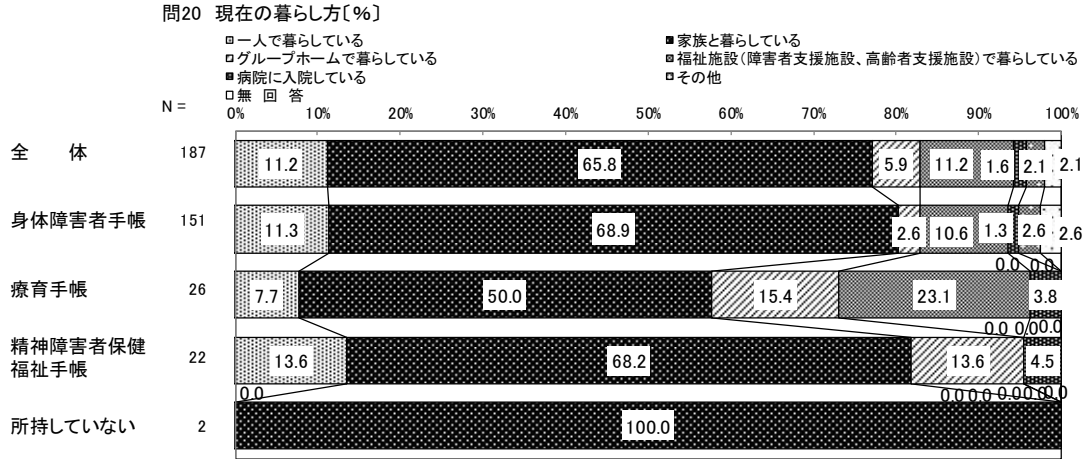

一緒に暮らしている方は、全体では、「配偶者（夫または妻）」が42.8%と最も多く、「子ども」が28.3%、「父母・祖父母・兄弟」が20.3%で続いています。「いない（一人で暮らしている）」は12.3%となっています。身体障害者手帳所持者で「配偶者（夫または妻）」が51.7%、「子ども」が34.4%と多く、療育手帳所持者で「父母・祖父母・兄弟」が42.3%、「その他」が38.5%と多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者で「父母・祖父母・兄弟」が40.9%と多くなっています。

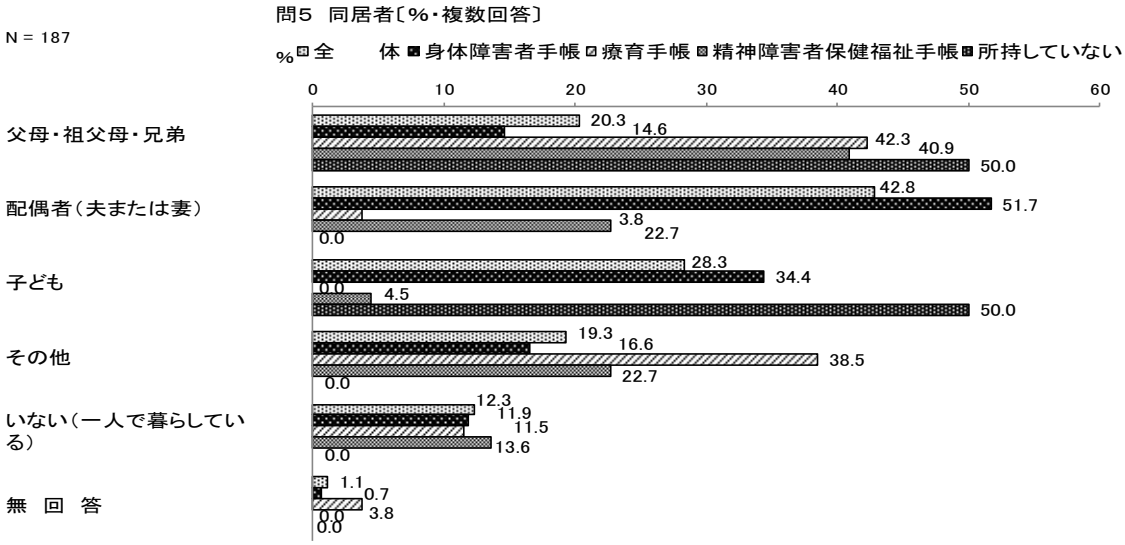

住まいの形態は、全体では「持家」が65.3%と最も多く、次いで「アパート（借上げアパート等)」が12.5%、「仮設住宅」が7.6%となっています。

問21 住居形態〔%〕

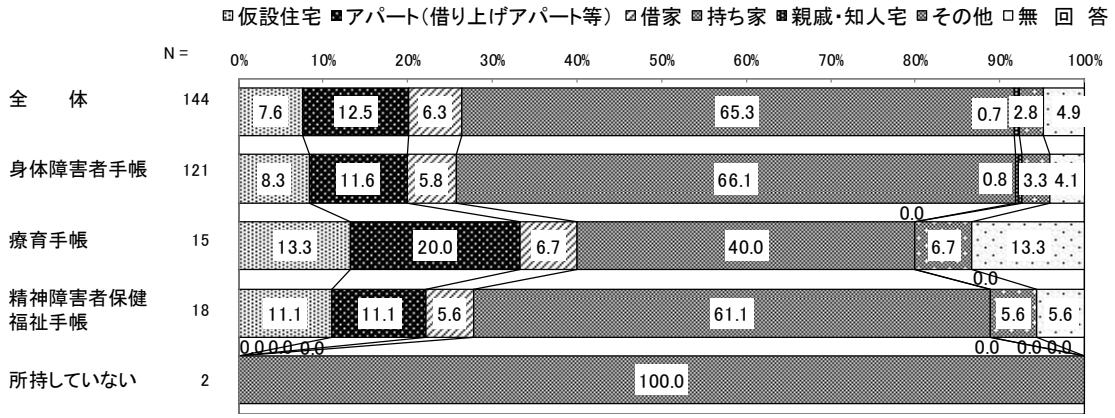

（5）情報提供・相談

福祉サービス等の情報を得るのは、全体では、「行政機関の広報誌」が38.0%と多く、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオ」が26.2%、「家族や親戚」、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」がともに21.9%、「かかりつけの医師や看護師」が20.3%で続いています。

問42　福祉サービスなどの情報の認知経路〔％・複数回答〕

N = 187

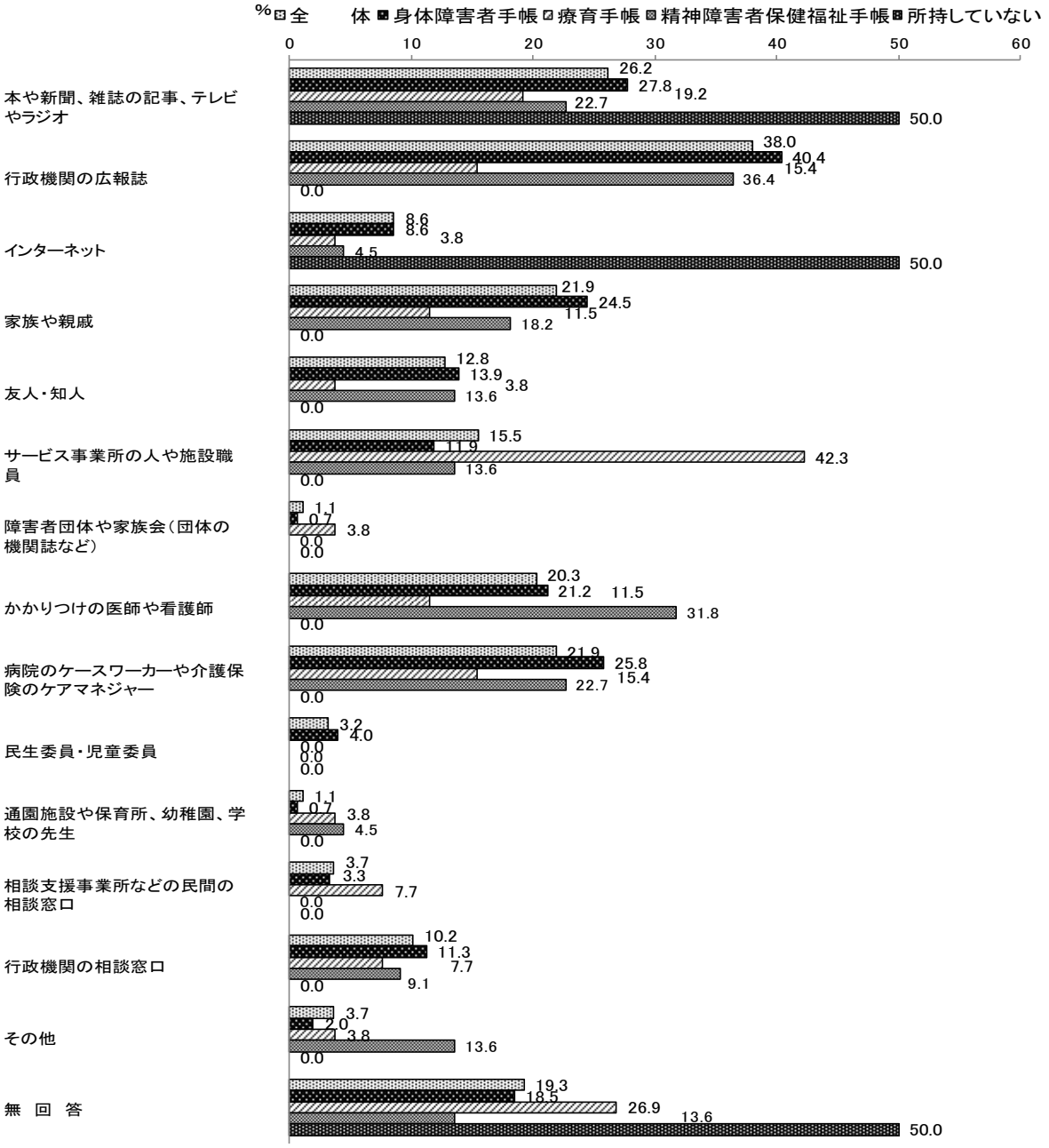

（6）障がい者が暮らしやすいまちづくりに必要なこと

地域で生活するための支援について、全体では、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が35.3%と多く、「必要な在宅サービスを適切に利用できること」が34.2%、「経済的な負担の軽減」が33.2%で続いています。療育手帳所持者では、「相談、窓口対応等の充実」が34.6%、「障害に配慮のある住居の確保」が30.8%と多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「経済的な負担の軽減」が45.5%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が36.4%と多くなっています。

問23　地域で生活するための支援〔%・複数回答〕

N = 187

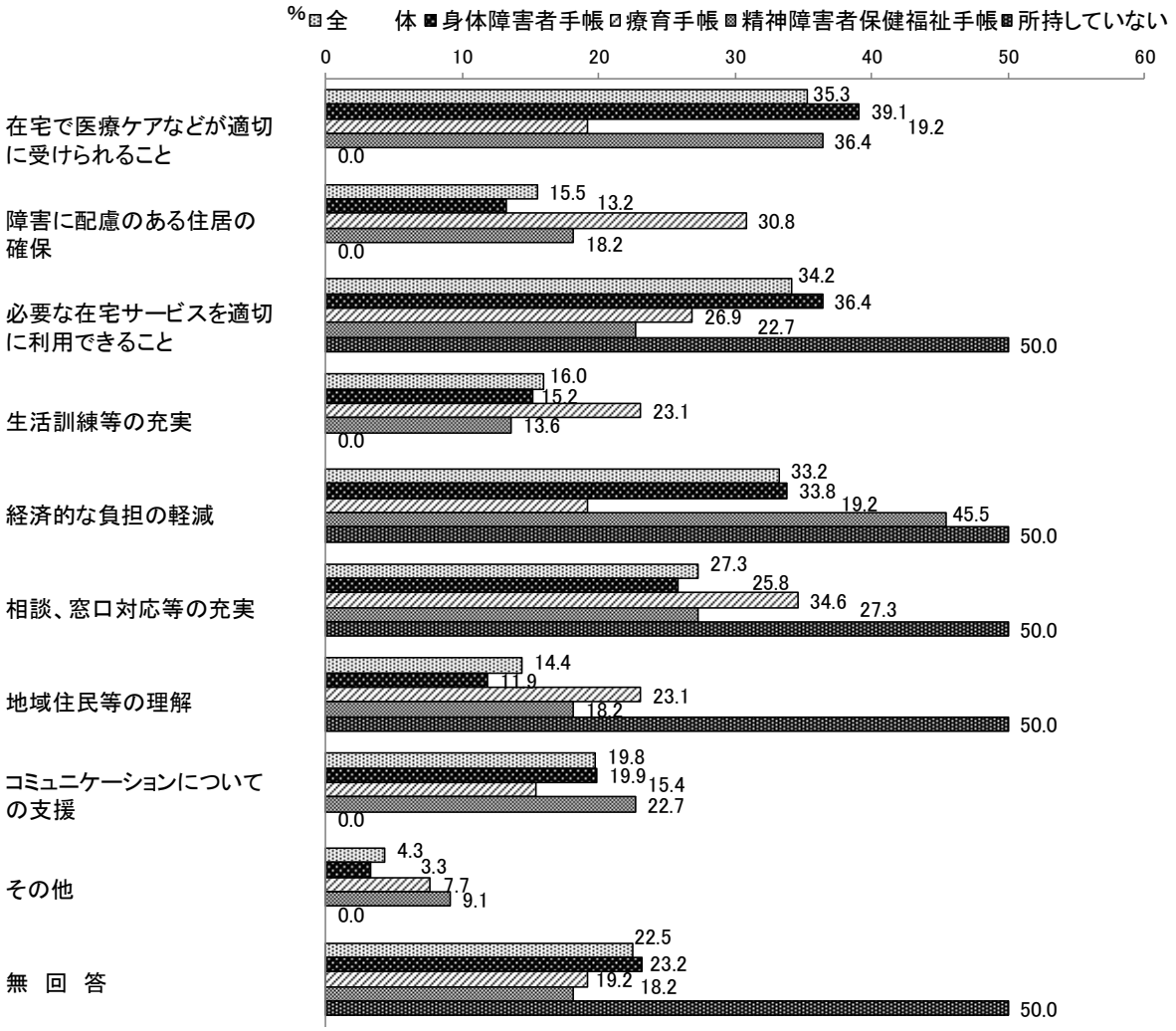

（7）介助・支援に関すること

①主な介助者

「父・母」が43.6%と多く、「夫・妻」が23.1%で続いています。

主な介助者〔%〕

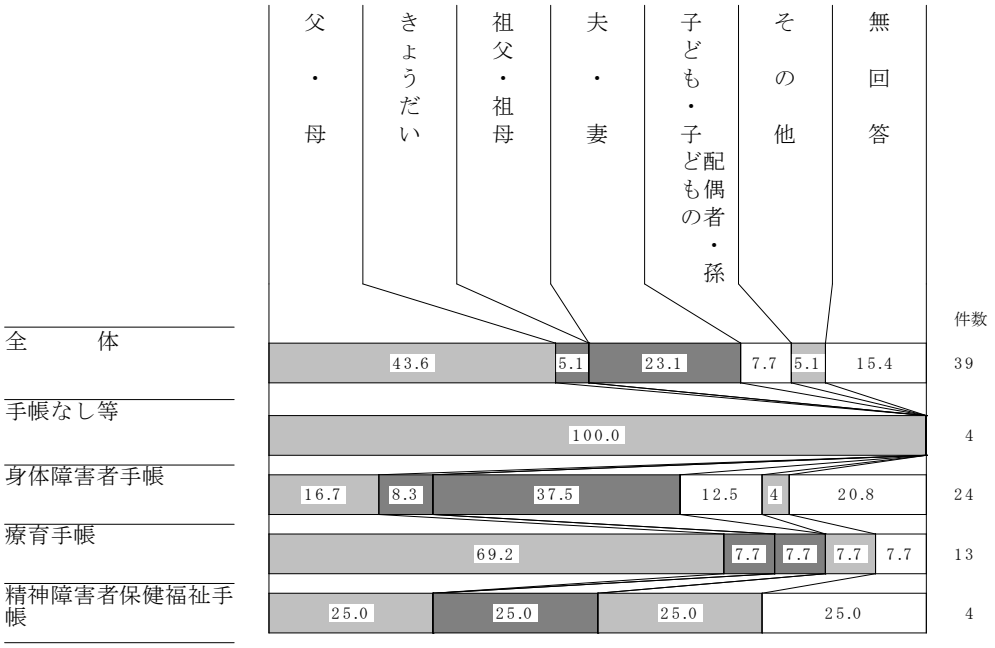

②介助で困っていることや不安なこと

全体では、「自分の身体・健康のこと」が62.6%と最も多く、「介助者や家族のこと」が32.1%、「生活支援の相談・サービスのこと」「住宅や生活の場所のこと」「仲間や近所との付き合いのこと」が20%弱で続いています。

＜介助で困っていることや不安なこと〔%・複数回答〕（上位5位）＞

	1位	2位	3位	4位	5位
	自分の身体･健康のこと	介助者や家族のこと	生活支援の相談･サービスのこと	住宅や生活の場所のこと	仲間や近所との付き合いのこと
全体	62.6%	32.1%	21.4%	19.8%	19.3%
身体障害者手帳	67.5%	34.4%	21.2%	19.9%	18.5%
療養手帳	34.6%	19.2%	11.5%	11.5%	19.2%
精神障害者保健福祉手帳	54.5%	27.3%	36.4%	40.9%	31.8%
所持していない	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0

（8）就労意向

①今度、収入を得る仕事をしたいと思うか

全体では、「仕事はしたくない、できない」が48.2％と多く、「仕事をしたい」が37.5％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者で「仕事はしたくない、できない」が53.3％と多くなり、「仕事をしたい」は33.3％とやや少なくなります。

問30　今後、収入を得る仕事をしたいと思うか〔％〕

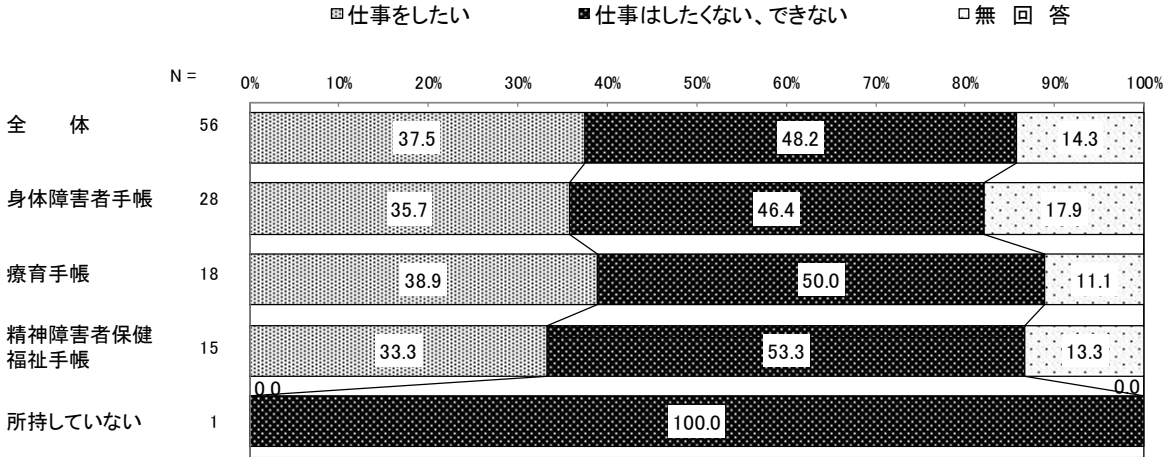

②職業訓練

「受けたくない、受ける必要はない」が53.6％と多く、「受けたい」が19.6％、「すでに受けている」が8.9％となっています。療育手帳所持者で「すでに受けている」が16.7％、精神障害者保健福祉手帳所持者は「受けたい」が26.7％と多くなっています。

問31　職業訓練などを受けたいと思うか〔％〕

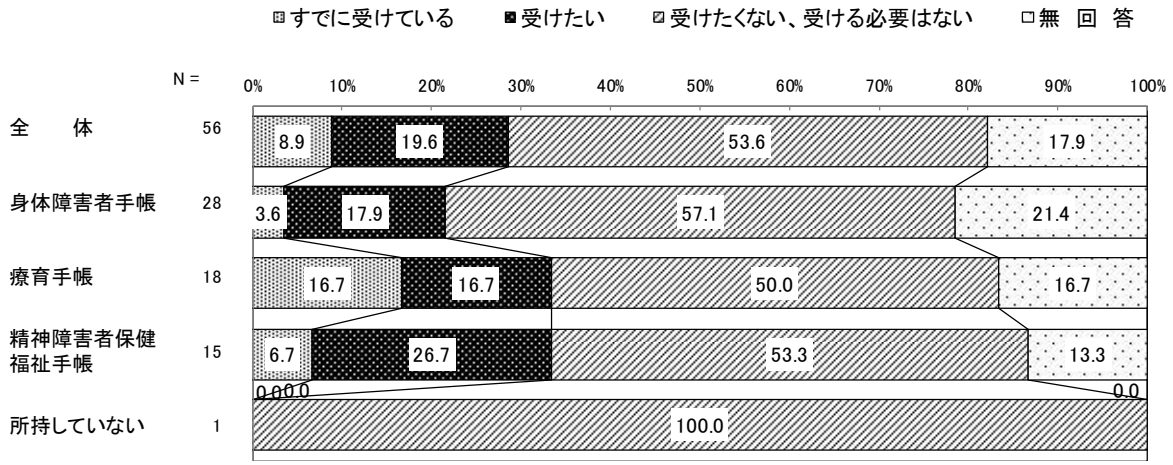

③就労支援

全体では、「職場の障害者理解」が33.2%と多く、「通勤手段の確保」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がともに31.6%、「職場で介助や援助等が受けられること」が23.0%と続いています。療育手帳所持者で「職場の障害者理解」が42.3%、「通勤手段の確保」「職場で介助や援助等が受けられること」がともに38.5%で多くなっています。

問32　障がい者の就労支援として必要なこと〔%・複数回答〕

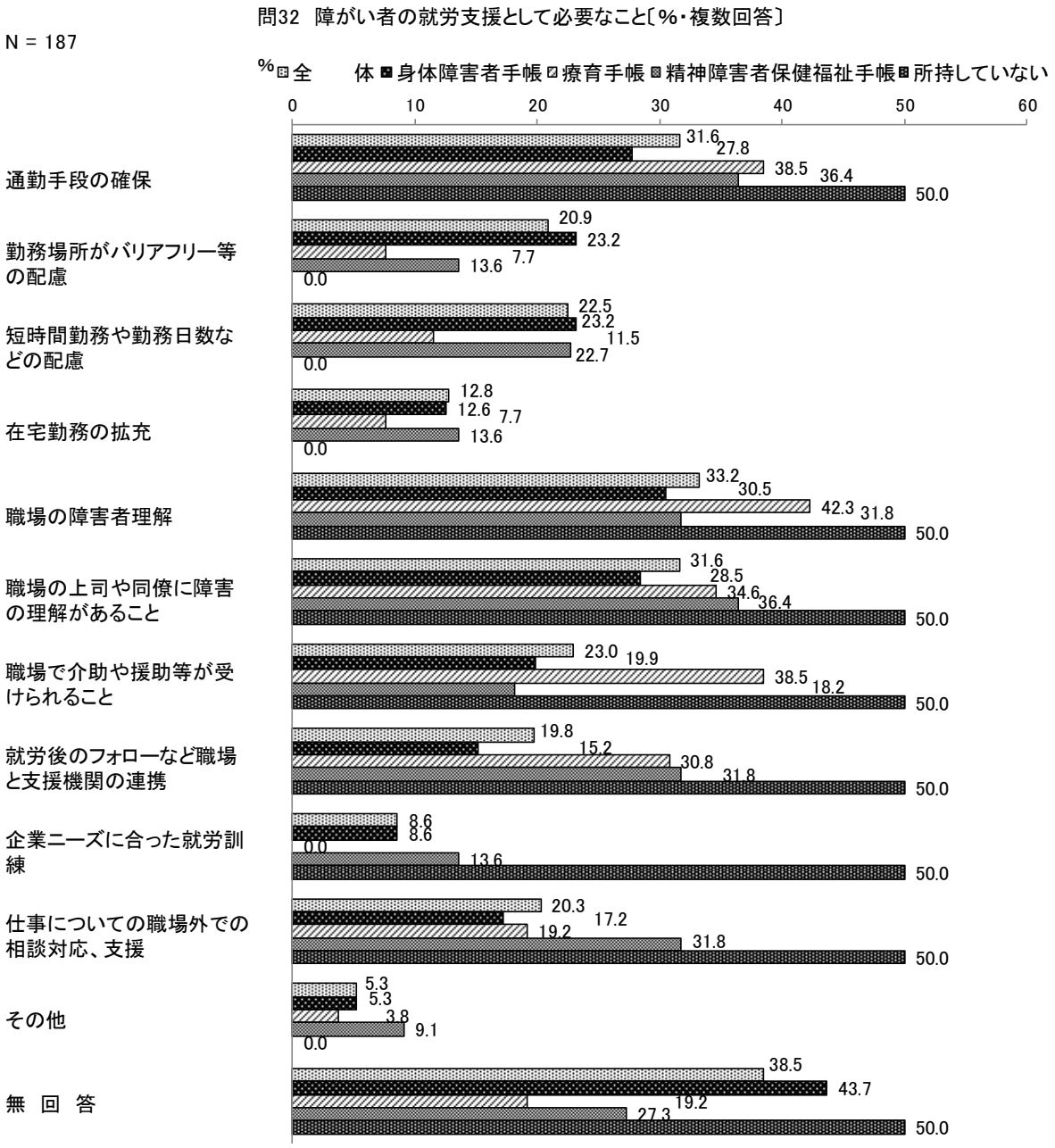

（9）児童発達支援事業（18歳未満）

「利用していない」が66.7％と多く、「利用している」「わからない」がともに16.7％となっています。

今後の利用意向は、「わからない」が50.0％、「利用しない」が33.3％、「利用したい」が16.7％となっています。

問37現在　①児童発達支援〔％〕

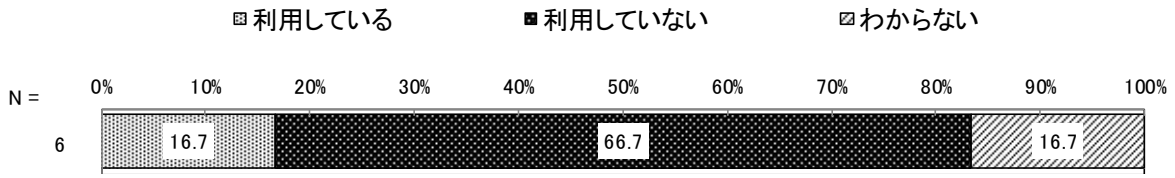

問37今後　①児童発達支援〔％〕

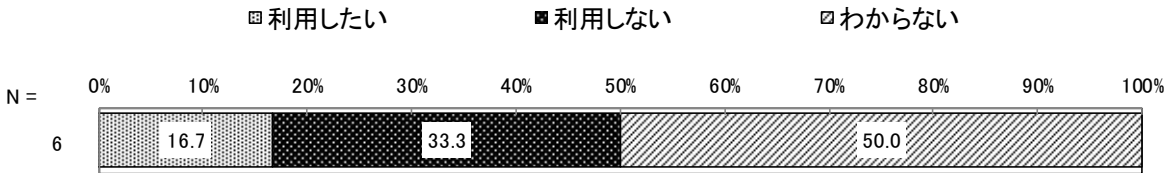

現在の利用は、「放課後等デイサービス」が33.3％と多くなっており、次いで「児童発達支援」「障害児相談支援」がともに16.7％となっています。

（％）

サービス	現在		今後	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①児童発達支援	16.7	66.7	16.7	33.3
②放課後等デイサービス	33.3	50.0	33.3	16.7
③保育所等訪問支援	0.0	83.3	0.0	50.0
④医療型児童発達支援	0.0	83.3	0.0	50.0
⑤福祉型児童入所支援	0.0	83.3	0.0	50.0
⑥医療型児童入所支援	0.0	83.3	0.0	50.0
⑦障害児相談支援	16.7	66.7	16.7	16.7

（10）権利擁護

①成年後見制度

「名前も内容も知らない」が31.6％と多く、「名前も内容も知っている」は28.9％、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.1％となっています。「名前も内容も知らない」が療育手帳所持者で46.2％、精神障害者保健福祉手帳所持者で50.0％と多くなっています。

問47　成年後見制度の認知〔％〕

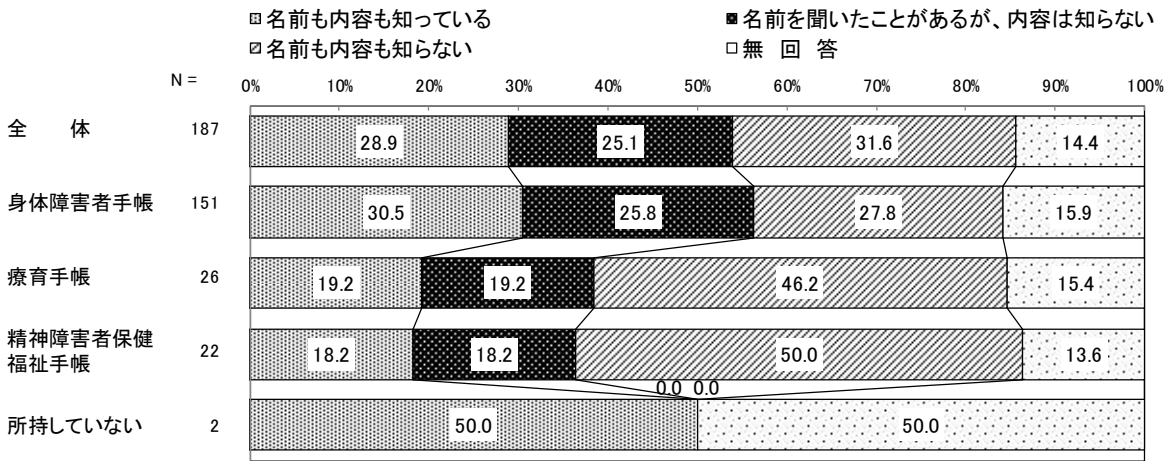

②成年後見制度の利用意向

「今は必要ない」が49.2％と多く、「どちらともいえない」は17.1％、「利用したくない」は10.7％です。「ぜひ利用したい」、「まあ利用したい」を合わせた利用意向は5.3％となっています。利用意向は、療育手帳所持者で7.6％、精神障害者保健福祉で9.1％とやや多くなっています。「どちらともいえない」は療育手帳所持者で30.8％、精神障害者保健福祉手帳所持者で27.3％と多くなっています。

問48　成年後見制度の利用意向〔％〕

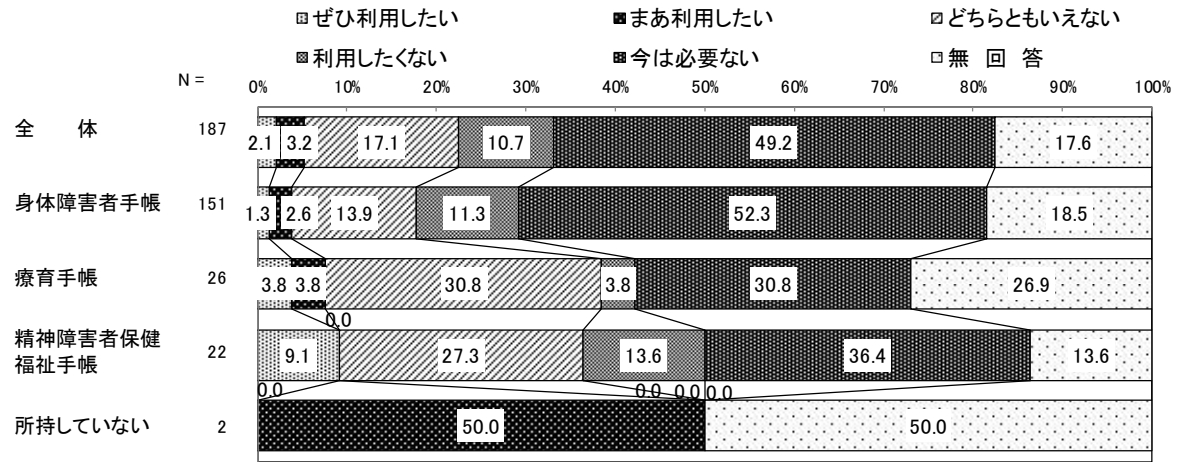

③日常生活自立支援事業の認知

「名前も内容も知らない」が38.0%と多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.4%、「名前、内容とも知っている」は6.4%、「申請して利用、援助を受けている」が3.2%となっています。「申請して利用、援助を受けている」は療育手帳所持者で7.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者は9.1%とやや多いが「名前も内容も知らない」も半数を超えて多くなっています。

問49　日常生活自立支援事業の認知〔%〕

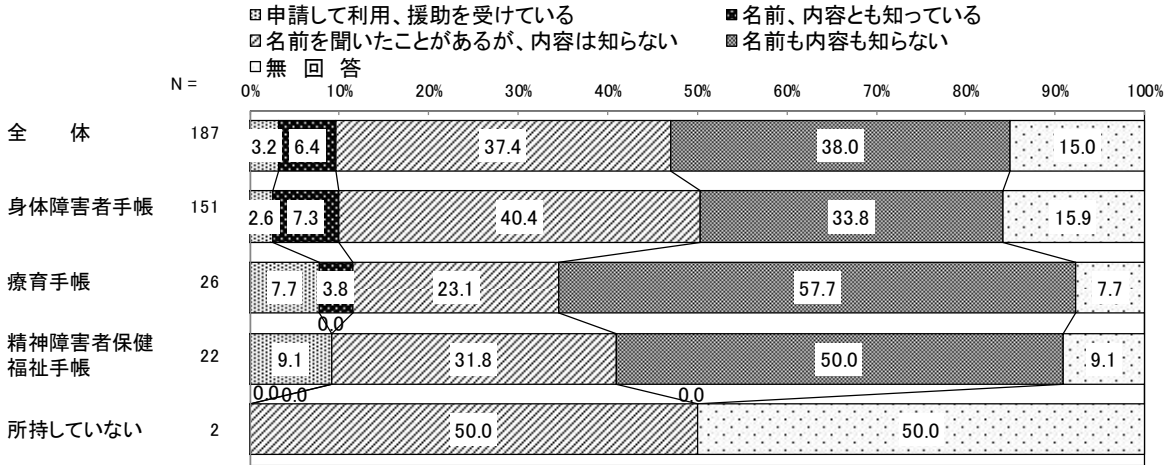

第３章　計画の基本理念及び基本目標

1　基本理念

町は、障がい者の視点に立った障がい者施策を推進するため、本計画の基本理念を「町の復興につなげる共生のまちづくり」とし、障がい者福祉の向上に取り組みます。

町の復興につなげる共生のまちづくり

2　計画の基本目標

基本理念のもと、以下の３つの柱を本計画の基本目標として、施策・事業の推進を図ります。

基本目標１　自分らしく、自立した生活が送れる環境づくり

障がいのある人が、地域のなかで自分らしく、そして自らの能力を活かした生活が送れるように、地域の様々な社会資源等を活用しながら、社会参加や学び、就労ができる支援体制づくりを目指します。

基本目標２　ともに理解しあい、支えあう社会づくり

障がいのある人に対する心の障壁（バリア）を取り除き、障がいについて理解が深まるように、意識啓発や相互理解と交流を深め、障がいの有無にかかわらず地域住民がお互いに理解しあい、助けあい、協力しあって生活していく社会の実現を目指します。

基本目標３　多様なニーズに沿った支援の仕組みづくり

障がい者一人ひとりの障がいの状況や行動様式、家庭環境、価値観は多様化しているため、一人ひとりの状況を踏まえた望ましい支援が提供できるように、ライフステージに応じた保健医療、福祉等の各サービスや、地域の力を活かしたインフォーマルサービスなどを組み合わせ、切れ目のない支援の仕組みづくりを目指します。

3　施策の体系

［基本理念］　町の復興につなげる共生のまちづくり

障がい者計画（第４章）

基本目標１	自分らしく、自立した生活が送れる環境づくり
	(1)　情報提供と相談体制の充実 ・相談窓口の充実 ・障がい児への相談体制の充実 ・精神障がい者への相談体制の充実 ・相談機関のネットワークづくりの推進 ・相談員の研修への参加促進 ・相談窓口の利用促進 ・障がい者ケアマネジメントの普及 ・多様な情報提供手段の充実 ・情報の充実化
	(2)　権利擁護の推進 ・障がい者等に対する支援体制の強化 ・サービス事業者に対する啓発・指導の推進 ・苦情解決体制の充実 ・精神障がい者に対する権利擁護の推進 ・障がい者差別解消の推進 ・障がい者虐待に対する体制の充実
	(3)　就労及び日中活動の支援 ・啓発活動の推進 ・雇用情報の提供体制の充実 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」の普及 ・優先調達の促進 ・障がい者の職場定着の推進 ・職場適応への支援 ・自営・起業・在宅就労の促進 ・職場能力開発の推進
	(4)　障がい児への支援 ・早期からの適切な相談指導の実施 ・障がいの改善 ・障がい児保育の充実 ・就学指導・進路相談の充実 ・教育環境の向上 ・地域療育などの支援事業の周知及び利用の促進 ・心身障害児小規模通園施設「のびっこらんど」の周知 ・療育内容の充実
	(5)　余暇活動の支援 ・余暇活動の場の充実 ・障がい者の作品展示・発表会の開催 ・生涯学習における障がい者向け学習情報の提供
	(6)　障がい者に配慮した安全・安心な生活環境の整備 ・移動支援体制の整備 ・防災対策の推進 ・緊急時の通報・救護体制の整備 ・防犯対策の推進

基本目標２	ともに理解しあい、支えあう社会づくり
	(1)　啓発、福祉教育 ・広報活動の充実 ・各種イベント開催の検討・周知 ・講習会などの開催の検討 ・児童生徒への福祉教育の充実 ・生涯学習における福祉教育の充実 ・町職員の障がい者理解の推進 ・交流活動への参加促進 ・合理的配慮の周知 ・選挙における配慮
	(2)　地域住民の支えあい活動の促進 ・地域住民の自主的・主体的な活動の促進 ・各種団体や事業者の社会貢献活動の促進 ・地域一体となった支援体制の確立
基本目標３	多様なニーズに沿った支援の仕組みづくり
	(1)　福祉サービスの充実 ・サービス提供体制の構築 ・重度の障がい者への対応 ・精神障がい者の居宅生活支援の充実 ・高齢者施策との連携 ・入所施設や病院からの地域生活への移行の支援 ・適正なサービス実施の確保 ・所得保障制度の継続実施 ・補装具や日常生活用具給付等の継続実施
	(2)　保健・医療、リハビリテーションサービスの充実 ・安全な分娩と健康な乳児の出生を支援する体制の整備 ・乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導の実施 ・療育体制の整備 ・健康づくり推進体制の総合的な整備 ・心の健康づくり支援体制の整備 ・障がい者健康診査の充実 ・難病患者への支援体制の充実 ・地域リハビリテーションの充実
	(3)　福祉人材の育成と活動支援 ・専門知識を有する人材の効果的な活用 ・社会参加等を支援する人材の養成 ・ボランティアの養成

第５期障がい福祉計画（第５章）

１	障がい福祉サービスの目標（成果目標）
２	障がい福祉サービス等の実績・見込み
３	地域生活支援事業の推進

第１期障がい児福祉計画（第６章）

１	障がい児福祉サービスの目標（成果目標）
２	障がい児福祉サービスの実績・見込み

第４章　障がい者計画

基本目標１　自分らしく、自立した生活が送れる環境づくり

（1）情報提供と相談体制の充実

障がいのある人が自立し、安心して生活していくためには、生活上の様々な相談に応じられる体制が必要です。

特に障害者総合支援法のもとでは、障がい者自身が障がい福祉サービスを選び、活用していくため、制度やサービス等に関する十分で適切な情報の提供及び適切な相談対応が重要となります。

アンケート調査においても、障がい者が暮らしやすいまちづくりに必要なこととして、「保健・医療・福祉に関する情報をもっと知らせる」が５割近くとなっています。

避難生活が続くなかで、障がいのある人が安心して生活を送れるように、避難先自治体と情報共有・連携し、状況の把握や相談、指導体制の充実に努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
相談窓口の充実	● 避難先自治体と情報共有・連携し、状況把握、相談、指導体制の充実に努めます。 ● ファックスでの対応や手話通訳者の配置等、相談体制の充実化を検討します。	健康福祉課
障がい児への相談体制の充実	● 特別支援教育の学校をはじめとする教育機関との連携を強化するなど、子どもの将来を見据えた総合的な相談支援体制の構築を目指します。 ● 特別な支援を要する児童生徒への相談についても、関係機関と連携して適切な対応・アドバイスが行えるように取り組みます。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、状況把握、相談、指導体制の充実に努めます。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
精神障がい者への相談体制の充実	● 保健福祉事務所や保健師等との連携による相談体制の充実を図ります。 ● 福祉・労働機関などの関係機関と連携強化を図り、精神障がい者の社会復帰のための相談体制の充実に努めます。 ● 精神障がい者には、保健・医療・福祉の情報が十分に伝えられない傾向があるため、わかりやすい形での情報提供に努めます。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、状況把握、相談、指導体制の充実に努めます。	健康福祉課
相談機関のネットワークづくりの推進	● 町健康福祉課、町社会福祉協議会、相談員（身体・知的）、民生委員・児童委員等と連携して地域における相談ネットワークづくりを推進します。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、状況把握、相談、指導体制の充実に努めます。	健康福祉課
相談員の研修への参加促進	● 障がい者相談員や民生委員・児童委員を対象とした研修会への参加を促進し、より適切な支援やアドバイスが行えるように努めます。 ● 県等が主催の研修会への参加を促します。	健康福祉課
相談窓口の利用促進	● 相談窓口の周知に努めるとともに、プライバシーの配慮などを十分に行い、身近で信頼できる相談窓口づくりに努め、活用の促進を図ります。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、状況把握、相談、指導体制の充実に努めます。	健康福祉課
障がい者ケアマネジメントの普及	● 障がい者の意向を尊重しながら障がいの特性に配慮して、必要なサービスを組み合わせて自立した生活を送るためのケアマネジメントを推進します。 ● 関係機関に所属するケアマネジメント従事者の積極的な関与を求めるとともに、調整会議の設置など仕組みづくりに努めます。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、状況把握、相談、指導体制の充実に努めます。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
多様な情報提供手段の充実	● 多様な手段による情報提供を図るとともに、手話通訳や要約筆記のできる職員の養成に努めます。 ● 平成 25 年度にリニューアルした現在の町公式ホームページでは、ふりがなや色の変更、文字を大きくする機能がついています。またスマートフォンの音声機能を使えば、記事を読み上げることも可能です。今後、ホームページのリニューアルの際には、障がい者にも優しいユニバーサルデザインに考慮したホームページにしていきます。 ● 希望する各世帯にタブレット型情報端末を貸し出し、情報提供しています。引き続き情報の充実を図ります。 ● （社）福島県聴覚障害者協会に意思疎通支援事業を委託しており、今後も引き続き委託する予定です。	秘書広報課 総務課 健康福祉課
情報の充実化	● 関係団体、企業などと協力しながら、制度やサービスに改正があった場合は、担当課を中心に迅速にその内容について情報を提供します。 ● 制度やサービスにとどまらず、日常生活に役立つ情報を積極的に提供します。 ● 手帳の新規交付者に対し、「双葉町障がい者福祉の手引き」を配布し、制度及びサービスの周知を行っています。また、ホームページに相談支援事業所を掲載し、役立つ情報の提供に努めています。	秘書広報課 総務課 健康福祉課

（2）権利擁護の推進

障がいのある人は財産や生活上の様々な権利侵害を受けやすい状況にあります。それらを未然に防ぐため、町では成年後見制度などの活用に努めています。

また、障がいのある人は、虐待などを受けるおそれがあるため、虐待の早期発見・防止対策も不可欠です。

そのため、障がいのある人が、自分らしく主体的に生活を送れるように、福祉サービスなどの生活基盤の安定を図る施策と合わせて、人権保護の視点から、権利擁護の取組みや虐待防止対策を推進していきます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
障がい者等に対する支援体制の強化	● 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者等に対して、権利擁護相談や日常生活権利擁護事業、成年後見制度の利用促進を図ります。 ● 弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制の構築を図るため、情報収集に努めます。	健康福祉課
サービス事業者に対する啓発・指導の推進	● サービス事業者に対して、利用者の人権擁護が浸透するように、啓発・指導活動に努めます。	健康福祉課
苦情解決体制の充実	● 福祉サービス利用者等からの苦情に対して適切な解決が図れるように、事業主や県との連携を深めながら、苦情解決に向けて取り組んでいきます。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、状況把握、相談、指導体制の充実に努めます。	健康福祉課
精神障がい者に対する権利擁護の推進	● 精神障がい者の社会的入院を解消するため、退院後の地域での暮らしを支える仕組みづくりの充実に努めます。 ● 医療機関や第三者権利擁護機関などと連携し、入院中の精神障がい者の権利擁護を支援します。 ● 現在も全町避難中であるため、退院後の地域については、避難先自治体の自治体及び医療機関等との連携を図ります。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
障がい者差別解消の推進	● 障害者差別解消法が施行されており、障がい者への差別を解消し、共生社会づくりの啓発を行います。	健康福祉課
障がい者虐待に対する体制の充実	● 学校や警察、保健福祉事務所及び児童相談所などの関係機関と連携を深めていきます。 ● 平成 29 年度より、基幹相談支援センターふたばが発足し、虐待防止に係る支援を実施しています。虐待への早期対応を行うため、上記センターを含め関係各機関との連携を引き続き深めていきます。	健康福祉課

（3）就労及び日中活動の支援

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の観点からも重要なものとなっています。

しかし、障がいのある人の就労については、雇用の場が限られていたり、障がいへの正しい理解に基づく適切な支援体制が十分ではなかったりする場合もあります。

そのため、就労したいと考えている障がい者の就労機会が拡充するように、就労支援や企業への理解促進などに取り組みます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
啓発活動の推進	● 障害者雇用促進月間（９月）を中心に、県や公共職業安定所などの関係機関と連携し、ともに働く者として町民の理解促進を図ります。 ● 当面は、避難先自治体による啓発活動について周知を図ります。	産業課 健康福祉課
雇用情報の提供体制の充実	● 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の雇用情報の積極的な提供に努めます。 ● 町内での事業再開は３社となっています。ともに帰還困難区域内での事業所であり、避難先からの通勤となっており、健常者でも負担となっています。今後町内居住環境が整備された後、障がい者の方の帰還状況を踏まえて検討します。	産業課

施策・事業	取組み内容	担当課
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の普及	● 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の普及に努め、法定雇用率の遵守を働きかけます。 ● 町内での事業再開や創業の動きをとらえながら、障がい者雇用について啓発します。	産業課
優先調達の促進	● 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に取り組み、有効活用を図ります。	
障がい者の職場定着の推進	● 障がい者の職場定着を図るため、障がい者雇用助成制度の周知を図り、施設や設備など職場環境の改善の促進に向けて、復興推進課と連携を図りながら計画的に周知します。 ● 当面の間は、避難先自治体の作業所等の就業施設を利用するため、避難先自治体との連携を図ります。	産業課 健康福祉課
職場適応への支援	● 人的支援による障がい者の職場適応を図るジョブコーチ支援事業や、模擬会社で職業準備訓練を行う福島ワークトレーニング社（実施：福島障害者職業センター）の周知に努めます。	健康福祉課
自営・起業・在宅就労の促進	● 自営・起業を希望する障がい者を支援するため、相談体制や経営ノウハウ等に関する情報提供を行います。 ● 障がい者の在宅就労の可能性を拓くため、IT の活用や事業所への普及活動などを検討します。 ● 避難先自治体の施策により推進されます。	産業課 健康福祉課
職業能力開発の推進	● 障がい者が自分の持つ能力を十分に発揮できるように、県や国、民間機関における職業リハビリテーションに関する情報を積極的に提供します。	健康福祉課

（4）障がい児への支援

障がい児の発達を支援していくには、障がい児及びその家族に対して、一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供していくことが重要です。

そのため、医療、保育、教育、その他関係機関と連携を図りながら、障がい児やその家族の地域生活の支援を行います。

また、障がいのある子どもたちが差別的な取扱いを受けることなく、障がいのない子どもたちとともに教育を受けられるよう、生活介助員等と教員の連携体制の強化及び教育内容の充実などに努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
早期からの適切な相談指導の実施	● 町、幼稚園、学校、教育委員会（※県教委、教育事務所）、児童相談所、家庭児童相談室、「のびっこらんど」等の児童福祉施設、医療機関等と連絡を取りあいながら、適切な相談体制を整備します。	健康福祉課 教育総務課
障がいの改善	● 保健・医療・福祉・教育・労働分野の各部局・機関が連携し、適切な役割分担を行い、障がいを改善し望ましい発達を促すために、本人及び保護者に対して適切な指導・助言を行います。	健康福祉課 教育総務課
障がい児保育の充実	● 軽・中度の障がい児を対象にした施設との連携をとり、預かり保育をはじめ、適切な障がい児保育が行えるように努めます。 ● 障がいの改善のための療育の場や、基本的動作訓練及び集団生活への適用訓練の場の確保を図ります。 ● 町内で再開する保育施設はなく、当分の間は避難先自治体の保育施設を利用するため、避難先自治体との連携に努めます。	健康福祉課 教育総務課

施策・事業	取組み内容	担当課
就学指導・進路相談の充実	● 適切な就学相談が行えるように、本人及び保護者の意向、障がいの状況を踏まえ、保健・医療・福祉・教育・労働分野の各部局・機関の連携を強化し、プライバシーに配慮しながら対応します。 ● 本人と保護者の意思に基づいた選択が可能となるように、地域の福祉・就労関係機関との連携強化や職業教育の推進など、進路相談体制の充実を図ります。 ● 教育委員会と連携し、特別支援学校への就学を希望する障がい児及び本人について、つなげていきます。また、卒業後に就労を希望する障がい児に対しては、障害者就業・生活支援センターに就業アセスメント実施の依頼を行い、就労へとつなげていきます。	健康福祉課 教育総務課
教育環境の向上	● 専門機関の実施する研修会など、職員の専門知識の向上を図ります。 ● 指導方法、指導内容、教材等の工夫や学校施設の整備に努め、一人ひとりに適した教育環境の向上に努めます。 ● 特別な支援を要する児童生徒に対して、より適切な教育的支援が行えるよう検討します。	教育総務課
地域療育などの支援事業の周知及び利用の促進	● 在宅障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近に療育指導・相談が受けられる地域療育などの支援事業の周知・利用促進を図ります。 ● 避難地域の関係機関と連携を密にして利用促進を図ります。	健康福祉課
心身障害児小規模通園施設「のびっこらんど」の周知	● 在宅の障がい児が身近な地域で療育訓練を受けられるように、「のびっこらんど」の周知と重症心身障がい児通園事業の充実を近隣市町村とともに取り組みます。 ● 避難地域の関係機関と連携を密にして利用促進を図ります。	健康福祉課
療育内容の充実	● 障がいの特性に応じた療育を受けられるように、理学療法、作業療法など、療育内容の充実を図ります。	健康福祉課

（5）余暇活動の支援

各種文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションを行うことは、生活の質を向上させる上で重要であり、こうした社会活動は、障がいのある人とない人との相互理解、連帯感を強めていくことにもつながります。

そのため、障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ等に参加できるよう、障がいの種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ、気軽に楽しみながら参加できるスポーツ活動や文化活動の振興を図ります。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
余暇活動の場の充実	● 障がい者がスポーツ・レクリエーション活動などの余暇活動に取り組めるように、双葉町立学校（仮設校舎）などの活用を図ります。	教育総務課
障がい者の作品展示・発表会の開催	● 障がい者の学習成果や創作活動による展示会・発表の場・機会の創出に努めます。	教育総務課
生涯学習における障がい者向け学習情報の提供	● 生涯学習における障がい者向け学習情報の提供に努めます。	教育総務課

（6）障がい者に配慮した安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が自由に外出し、活動していくためには、生活環境のなかにある様々な「バリア（障壁）」を取り除くことが大切です。

そのため、復興のまちづくりにあたっては、障がい者の意見を踏まえるなど、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえて取り組んでいきます。

また、障がい者が災害や犯罪、事故などに巻き込まれないよう、地域における日頃からの安全対策の強化に努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
移動支援体制の整備	● 視覚障がい者や重度身体障がい者の移動を支援するため、ガイドヘルパー等の利用を図ります。	健康福祉課
防災対策の推進	● 避難行動要支援者名簿を整備し、その更新に努めます。 ● 避難先への要支援者名簿の提供については、地域防災計画の位置付けを待って進めていきます。	住民生活課 健康福祉課
緊急時の通報・救護体制の整備	● 重度身体障がい者や一人暮らし高齢者等について、民間委託における緊急通報システムの実施など、地域住民や関係機関などの連携のもとに、緊急時の通報・救護体制を整備します。 ● ファックスによる聴覚障がい者などの緊急時通報を受理する「SOS メール 110 番」や「FAX110 番」の普及活用を図るため、広報活動を推進します。	健康福祉課
防犯対策の推進	● 町の広報やホームページ等を活用し、防犯に関する知識の普及を図ります。 ● 消費者被害に関して随時、町ホームページへ掲載して周知を図っています。	産業課

基本目標２　ともに理解しあい、支えあう社会づくり

（1）啓発、福祉教育

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、住民一人ひとりに対し、多様化する障がいのことや障がいのある人への理解を深め、ともに暮らすことが自然であるという「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させていくとともに、差別意識や偏見をなくすために人権意識や福祉意識を高めることが重要です。

そのため、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、住民の理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
広報活動の充実	● 「広報ふたば」や「ふたばのわ」をはじめ、回覧やポスター、町ホームページ、タブレット端末で啓発活動を行い、情報提供の充実を図ります。 ● 「障害者週間」には、避難先自治体と連携して、パンフレット、ポスター等による啓発活動を行います。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、啓発活動の充実に努めます。	秘書広報課 健康福祉課
各種イベント開催の検討・周知	● 県や避難先自治体、各種団体などが行う交流行事などを主催または共催（タイアップ）を検討します。ボランティア活動など障がい者に関わる人たちの様々な活動情報を収集し、紹介できるものについて周知を図ります。	健康福祉課
講習会などの開催の検討	● 障がい者に対する地域活動や取組みを促進するため、学校や避難先自治体で講習会などの開催を検討します。 ● 避難地域の関係機関と連携を密にして、障がい者に対する地域活動や取組みの促進を図ります。	健康福祉課
児童生徒への福祉教育の充実	● 学校教育を通じて、人権・福祉教育の推進及びボランティアなどの体験学習の充実を図ります。	教育総務課

施策・事業	取組み内容	担当課
生涯学習における福祉教育の充実	● 障がい者に対する正しい理解を促進するため、避難先自治体と連携しながら、障がい者とともに参加できる障がい者福祉に関する学習内容を取り入れた学級・講座を周知し、参加促進を図ります。	教育総務課
町職員の障がい者理解の推進	● 今後予定される研修等、機会をとらえて、合理的配慮について職員に周知していきます。	総務課
交流活動への参加促進	● 広報やホームページ、パンフレット等を活用して、交流活動やイベントの案内を積極的に行います。 ● 福祉関係機関や団体などと協力し、障がい者自身の地域活動への積極的な参加を図ります。 ● 運動会や文化祭、作品展の開催などを通じて、障がい者への理解が深まるように取り組みます。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、啓発活動の充実に努めます。	秘書広報課 健康福祉課
合理的配慮の周知	● 職場をはじめ地域においても、合理的配慮について周知していきます。	健康福祉課
選挙における配慮	● 代理投票制度の適切な運用、きめ細かな対応（身体的軽減）に心がけるとともに、個人情報の適切な取扱いに努めます。	総務課

（2）地域住民の支えあい活動の促進

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を営むためには、地域住民やボランティア等による共助の仕組みや、関係機関による支援のネットワークが大切です。

そのため、地域住民による障がい者支援のための自主的な活動の支援や、各種団体、事業者等による社会貢献活動などの支援に努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
地域住民の自主的・主体的な活動の促進	● 町民による障がい者支援活動を活発化するためのキャンペーンを検討します。 ● ボランティア団体や老人クラブなどを通して、障がい者の見守り活動や支えあい活動の展開を図ります。	健康福祉課
各種団体や事業者の社会貢献活動の促進	● 各種団体や事業者の活動が活発になるように、情報の提供や各種活動に対する支援を検討します。 ● 町民有志がダルマ市や盆踊りの伝統祭を継承しており、障がい者の参加を受け入れています。また、生涯学習の点からは、教育総務課が多数の町民の方が参画できるイベントを企画しており、多くの住民の参加を促進します。	健康福祉課 産業課
地域一体となった支援体制の確立	● 町民、ボランティア、事業者なども含めた、多様な団体や機関、施設のネットワーク化を図っていきます。	健康福祉課

基本目標３　多様なニーズに沿った支援の仕組みづくり

（1）福祉サービスの充実

障がいのある人や家族にとって、障がい福祉サービス等の利用は、日常生活を送る上で重要な存在です。

一人ひとりのニーズ及び実情に応じて、豊かな在宅生活が送れるように、サービスの量的・質的充実や、一緒に暮らす家族への支援など総合的な支援に努めます。

また、双葉町社会福祉協議会と連携した配食サービスなどの在宅生活支援や施設サービスなどについては、帰町の状況等に応じて随時検討していきます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
サービス提供体制の構築	● 避難先でサービスを必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、避難先自治体と情報共有・連携を図ります。 ● 事業者の参入促進については、避難先において利用できる事業所を確保できるように情報提供や支援に努めます。	健康福祉課
重度の障がい者への対応	● 避難先でサービスを必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、避難先自治体と情報共有・連携を図ります。	健康福祉課
精神障がい者の居宅生活支援の充実	● 福祉サービスの充実と合わせて、医療・保健面でのバックアップ体制の整備を図ります。 ● 避難先でサービスを必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、避難先自治体と情報共有・連携を図ります。	健康福祉課
高齢者施策との連携	● 高齢の障がい者が必要なサービスを利用して自立して暮らせるように、介護担当及び避難先自治体との連携を強化します。	健康福祉課
入所施設や病院からの地域生活への移行の支援	● 避難先でサービスを必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、避難先自治体と情報共有・連携を図ります。 ● 基幹相談支援センターふたばと連携し、地域移行後のことも考え、本人にとって適切な住環境の確保を目指します。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
適正なサービス実施の確保	● サービスの利用決定にあたっては、審査会の設置や県の専門機関へ意見を照会するなど、適正な実施を確保できるように努めます。	健康福祉課
所得保障制度の継続実施	● 経済的基盤を確立するため、雇用・就業を補完する形で、各種所得保障制度等を継続実施します。 ● 障がい者の現状やニーズを踏まえながら、助成制度の充実に努めるとともに、必要に応じて国や県に要望します。	健康福祉課
補装具や日常生活用具給付等の継続実施	● 障がい者の職業その他の日常生活における自立を促進するため、障がいを補う補装具や日常生活用具給付等の制度を引き続き実施します。 ● 障がい者の現状やニーズを踏まえながら、対象品目の拡大について国や県に要望します。 ● 福祉機器の展示・相談・利用体験を通じて、利用促進を図ります。	健康福祉課

（2）保健・医療、リハビリテーションサービスの充実

障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るため、障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスを提供していくことが大切です。

そのため、各種検診の受診や健康相談等への参加促進を図るとともに、避難先自治体と連携して身近な地域で適切な医療が受けられるよう医療機関との連携を図ります。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
安全な分娩と健康な乳児の出生を支援する体制の整備	● 異常を早期に発見し、安全な分娩と健康な乳児の出生に向けて、妊娠の可能性のある女性や妊婦のみでなく、思春期からライフサイクルを通じて、健康教育や妊婦の健康診査・健康相談・訪問指導を継続実施します。	健康福祉課
乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導の実施	● 乳幼児の心身の健康を確認し、健全な発達を支援するとともに、健康的な生活習慣づくりを支援するため、健康診査や健康相談、訪問指導を継続実施します。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
療育体制の整備	● 発達の遅れが目立つ児童または障がい児及び保護者等に対して、適切な療育が受けられるように、医療福祉関係施設や親の会との連携の強化や、カウンセリングの充実を図ります。 ● 将来的に自立した自分らしい生活を送る力が育まれるように、一人ひとりの子どもの状況に応じてより適切でかつ総合的な療育の提供と家庭への支援ができるように、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化を図ります。 ● 幼稚園や学校、保健福祉事務所をはじめとする関係機関やボランティア団体などと協力し、療育や障がい児とその保護者への多様な支援や、障がいのない児童との交流機会の拡充などに取り組みます。	健康福祉課
健康づくり推進体制の総合的な整備	● 障がいの早期発見、早期治療のため、各種検診の受診や、健康教育、健康相談への参加促進を図ります。 ● 健診後の事後指導の充実を図るとともに、異常がみられなかった場合でも、健康維持のための食生活の改善や健康推進運動の指導や案内を行います。	健康福祉課
心の健康づくり支援体制の整備	● 心の健康づくりに関する知識の普及啓発活動を推進するとともに、保健福祉事務所や医療機関と連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
障がい者健康診査の充実	● 障がい者の疾病の早期発見や二次障がいの予防等のため、健康診査の受診を促進するとともに、適切な治療を受けられるように、十分な指導及び助言を行います。	健康福祉課
難病患者への支援体制の充実	● 医療機関と連携を図りながら、医療相談や療養生活に関する相談・指導などの充実に努めます。 ● ホームヘルパーの派遣、短期入所、日常生活用具の給付等の福祉的な施策を推進します。	健康福祉課
地域リハビリテーションの充実	● 住み慣れた地域や家庭で、それぞれの症状に応じた適切なリハビリテーションが継続して受けられるように、地域リハビリテーション体制の整備を図ります。	健康福祉課

（3）福祉人材の育成と活動支援

障がいのある人の地域生活と社会参加を促進する上で、在宅生活や社会活動など、日常生活における多様な支援を行う人材の確保・育成が重要です。

専門的な知識を有する人材やボランティアなど、障がい者の生活を日常的に支えられるような人材の確保・育成に努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
専門知識を有する人材の効果的な活用	● 福祉専門職の養成等に努めます。	健康福祉課 総務課
社会参加等を支援する人材の養成	● 障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、意思疎通支援事業により、（一社）福島県聴覚障害者協会に委託し、手話通訳者の派遣を実施します。	健康福祉課
ボランティアの養成	● 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成に努めるとともに、福祉リーダーやコーディネーターの育成を検討します。	健康福祉課

第５章　第５期障がい福祉計画

１　障がい福祉サービスの目標（成果目標）

障がい者等の自立支援を目指し、地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、平成32年度を目標年度として、それぞれの数値目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

第５期計画においては、国は目標値を定めるにあたって、以下の基本指針を示しています。

＜第５期の基本指針＞

施設入所者の地域生活への移行	12%　平成28年度末～平成32年度末（4年間）
施設入所者数の削減	▲4%　平成28年度末～平成32年度末（4年間）

双葉町の平成28年度末現在の施設入所者は７人でした。地域での暮らしを支援する体制整備は、帰町の状況によるところが大きいため、平成28年度の入所状況を踏まえ、平成32年度の見込みを１人が地域移行し、１人削減と見込みます。

＜福祉施設入所者の地域生活への移行の目標＞

項　目	数　値	考え方
平成 29 年3月 31 日時点の施設入所者数	７人	平成 28 年度末の全施設入所者数
＜目標値＞地域生活移行者数	１人	施設入所からGH等へ地域移行する者の数
	14.3%	（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
＜目標値＞削減見込み	１人	平成 32 年度末段階での削減見込数
	14.3%	（割合については削減見込数を全入所者で除した値）

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置することとしています。

双葉町では平成32年度末までに、圏域協議の場の設置を目指します。

＜精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標＞

項　目	数 値	考え方
平成 29 年3月 31 日時点の協議の場の設置数	0か所	平成 28 年度末の設置か所数
＜目標値＞設置数	1か所	平成 32 年度末までの設置か所数

（3）地域生活支援拠点等の整備

国においては、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を「平成32年度までに各圏域に少なくとも一つを整備する」としています。

双葉町においては、地域生活支援拠点等の整備については、現状では難しいものの、復興のまちづくりにおいて、障がい福祉サービスと在宅医療等の連携を図るなど、多機能拠点構想を踏まえた整備を検討していきます。

しかしながら、避難生活が継続するなかで確保は困難であることから、圏域での設置の可能性を検討していきます。

＜地域生活支援拠点等の目標＞

項　目	数 値	考え方
平成 29 年3月 31 日時点の整備数	0か所	平成 28 年度末の整備か所数
＜目標値＞整備数	1か所	平成 32 年度末までの整備か所数

＜地域生活支援拠点のイメージ＞

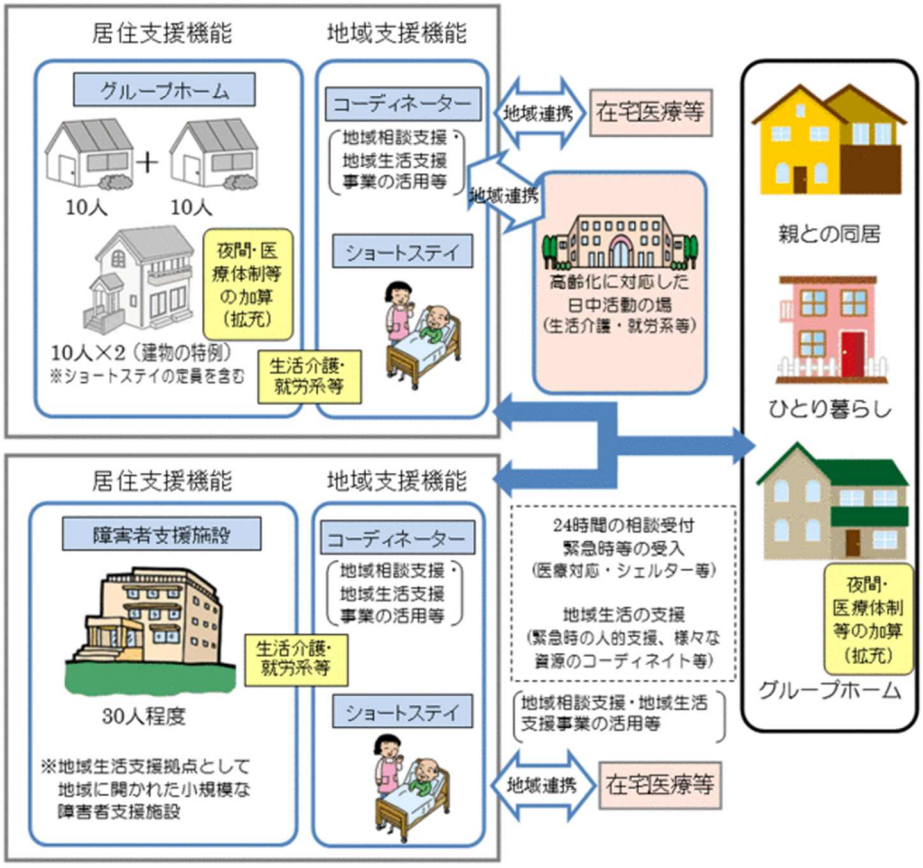

（厚生労働省資料）

（4）福祉施設からの一般就労への移行等

第５期計画においては、国は目標値を定めるにあたって、以下の基本指針を示しています。

＜第５期の基本指針＞

一般就労への移行者数については、平成32年度末において、平成27年度の一般就労への移行実績の２倍以上
就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末において、平成28年度と比較して６割以上の増加

双葉町においては、福祉施設利用者の高齢化や重度化などにより、平成29年度に一般就業への移行者はありませんでした。今後は、福祉施設やハローワーク等と連携を図るとともに、自立支援協議会などで協議を図りながら、一般就労につなげる方策を検討し、取り組んでいきます。また、可能性の高い利用者については地域自立支援協議会でケース検討等を行い、就労移行を支援します。

また、就労移行支援事業利用者は、平成28年度が月平均1.3人となっています。双葉町では当該事業を提供する事業所が少ないことから、平成32年度は２人の利用を見込みます。

＜福祉施設から一般就労への移行の目標＞

項　目	数 値	考え方
平成 29 年度の年間一般就労移行者数	0人	平成 29 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
＜目標値＞目標年度の年間一般就労移行者数	1人	平成 32 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	―	（倍率）
平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	2人	平成 29 年度末において、就労移行支援事業を利用した者の数
＜目標値＞目標年度の就労移行支援事業利用者数	3人	平成 32 年度末において、就労移行支援事業を利用する者の数
	+50%	（割合については、平成 32 年度末の利用者増加数を平成 28 年度末の利用者数で除した値）
平成 29 年度末の就労移行率が3割以上の事業所数	0か所	就労移行支援事業所のうち、平成 28 年度末の就業移行率が3割以上の事業所の数
平成 32 年度末の就労移行支援事業所数（見込）	0か所	平成 32 年度末の就労移行支援事業所数の見込み
＜目標値＞目標年度に就業移行率が3割以上になる就労移行支援事業所の率	0か所	平成 32 年度末において、就業移行率が3割以上となる就労移行支援事業所数
	―	（割合については、平成 32 年度末に就業移行率が3割以上となる就労移行支援事業所数を平成32年度末の就労移行支援事業所数で除した値）

2　障がい福祉サービス等の実績・見込み

国においては、達成すべき数値目標の形では設定していませんが、都道府県・市町村において、障がい福祉サービス提供体制の確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価することとされています。

（1）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）があります。

＜日中活動系サービスの内容＞

区分	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な方で、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動などの機会を提供するものです。
自立訓練 （機能訓練）	理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションなどの身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡、調整を通じて、地域生活への移行を目指すサービスです。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練を行うとともに、生活等に関する相談支援、関係サービス機関との連絡、調整を通じて、地域生活への移行を目指します。
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部の障害福祉サービス並びに同一敷地内の日中活動サービスを利用している者等を対象に、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施、または、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行い、積極的な地域移行の促進を図ります。
就労移行支援	就労を希望する方を対象に、定められた期間、生産活動、職場体験などの活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上といった訓練を行うサービスです。
就労継続支援 （A型）	企業などに就労することが困難な障がい者に、原則雇用契約に基づいた就労の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続支援 （B 型）	企業などに雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援 （新規）	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に対し、主として昼間に病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援を行うものです。
短期入所	居宅において、その介護を行う方の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

（2）居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等での住まいの場としてのサービスを行います。具体的には、施設入所支援及び共同生活援助（グループホーム）があります。

＜居住系サービスの内容＞

区分	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する必要がある障がい者に、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行います。
共同生活援助	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。 共同生活介護（ケアホーム）については、平成 26 年4月から共同生活援助（グループホーム）に統合化されました。
自立生活援助 （新規）	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

（3）計画相談支援

指定相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援を行います。具体的には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

＜計画相談支援の内容＞

区分	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向、その他の事業を勘案して、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、利用する障害福祉サービス等の種類と内容等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設退所や病院を退院した一人暮らしまたは、地域生活が不安定な障がい者に対して、常時の連絡体制の確保と障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談支援を行います。

（4）第４期実績と第５期計画

最近の利用状況は、全体的には利用実人数に大きな変動はみられないものの、利用延人数でみると、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用が増加しています。また、短期入所は同程度の利用がみられます。

＜第４期計画期間の実施状況＞

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）
日中活動系サービス	生活介護	11 人 224 人日	13 人 227 人日	12 人 209 人日
	自立訓練（機能訓練）	0人 0人日	1人 3人日	1人 7人日
	自立訓練（生活訓練）	2人 44 人日	1人 23 人日	0人 0人日
	就労移行支援	1人 23 人日	2人 43 人日	1人 20 人日
	就労継続支援（A型）	1人 22 人日	2人 40 人日	1人 17 人日
	就労継続支援（B型）	15 人 282 人日	18 人 341 人日	16 人 299 人日
	療養介護	2人	2人	2人
	短期入所	2人 27 人日	2人 26 人日	2人 22 人日
居住系サービス	共同生活援助（GH）	10 人	11 人	9人
	施設入所支援	7人	7人	7人
訪問系サービス	居宅介護	8人 134 時間	10 人 152 時間	8人 155 時間
	重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	同行援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	行動援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
相談支援	計画相談支援	11 人	10 人	4人
	地域移行支援	0人	0人	0人
	地域定着支援	0人	0人	0人

注：人日は1か月分の累積延人員数を示す（平成 29 年度は9月）

第５期計画は、実績を踏まえて利用を見込みます。障がいのある人が地域社会で生活できるよう、生活介護や就労継続支援など、利用者のニーズに対応した必要なサービス量の確保に向けて、各事業所との連携体制を強化していきます。

＜第５期計画期間の見込み（１か月分）＞

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中活動系サービス	生活介護	15 人 200 人日	17 人 200 人日	19 人 240 人日
	自立訓練（機能訓練）	1人 10 人日	1人 10 人日	1人 10 人日
	自立訓練（生活訓練）	1人 10 人日	1人 10 人日	1人 10 人日
	就労移行支援	2人 20 人日	2人 20 人日	3人 30 人日
	就労継続支援（A型）	2人 40 人日	2人 40 人日	2人 40 人日
	就労継続支援（B型）	20 人 400 人日	22 人 440 人日	24 人 480 人日
	就労定着支援	0人	0人	0人
	療養介護	2人	2人	2人
	短期入所（医療型）	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
	短期入所（福祉型）	5人 30 人日	5人 30 人日	5人 30 人日
居住系サービス	自立生活援助	0人	0人	0人
	共同生活援助（GH）	12 人	14 人	16 人
	施設入所支援	7人	7人	6人
訪問系サービス	居宅介護	12 人 190 時間	13 人 210 時間	14 人 230 時間
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
相談支援	計画相談支援	15 人	16 人	17 人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	0人	0人	0人

（5）その他

①自立支援医療費の支給

医療を提供するサービスとしては、自立支援医療費と療養介護医療費の支給があります。平成18年４月より従来の更生医療・育成医療・精神通院医療の３つの公費負担医療制度が再編され、自立支援医療として実施しています。

②補装具費の支給

補装具等を提供するサービスとしては、補装具費の給付と日常生活用具給付があります。これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、平成18年10月から自立支援給付において個別給付する補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されています。支給決定は町が実施するため、相談等適切な対応に努めます。

3　地域生活支援事業の推進

（1）地域生活支援事業の概要

事業名	事業項目	主な対象	利用者負担	備考
①理解促進研修・啓発事業		身・知・精		
②自発的活動支援事業		身・知・精		
③相談支援事業	障害者相談支援事業	身・知・精	無料	委託
	地域自立支援協議会			
	相談支援機能強化事業			委託
	住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業	知・精		
④コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業	身	無料	委託
⑤日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業	身・知・精	1割	
⑥移動支援事業		身・知・精	1割	委託
⑦地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター事業	身・知・精	1割	委託
⑧その他事業	訪問入浴サービス事業	身・知	1割	委託
	日中一時支援事業	身・知	1割	委託
	更生訓練費給付事業	身	－	
	自動車改造費助成事業	身	－	

※身：身体障がい者、知：知的障がい者、精：精神障がい者

＜地域生活支援事業必須事業の種類と内容＞

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	平成25年度から開始された事業で、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	平成25年度から開始された事業で、障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

事業名		事業内容
成年後見制度利用支援事業		障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		平成25年度から開始された事業で、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業		聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 また、聴覚障害のある人またはその家族が病気または事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
手話通訳者設置事業		聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を役場等に設置します。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業		障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
	自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
	在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
	情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
	排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器。
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業		障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

（2）地域生活支援事業の実績・見込み

①必須事業の実施方策と見込み

１）相談支援事業

３種の障害者手帳所持者など障がいのある人やその保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、必要なサービス利用につながる支援などを行います。

相談支援事業は、町の担当窓口で対応するとともに、平成19年度から指定相談支援事業所に委託して窓口を確保し、専門性が必要な相談に適切に対応できるように、町の相談窓口や保健・福祉の関連機関と連携を図ります。

また、成年後見制度利用支援事業については、地域移行の推進や自立した暮らしを実現する上での必要性を鑑み、相談等に対応し、必要な場合には対応できる体制を確保します。

＜第４期計画値と実績（年度分）＞

		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
相談支援事業	障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所
	地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業		無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業		無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		1件	0件	1件	0件	1件	0件

＜第５期見込み（年度分）＞

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進･啓発事業		帰町の状況に応じて取り組みます。		
自発的活動支援事業		帰町の状況に応じて取り組みます。		
相談支援事業	障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
	基幹相談支援センター	有	有	有
	地域自立支援協議会	有	有	有
相談支援機能強化事業		無	無	無
成年後見制度利用支援事業		1件	1件	1件

２）意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に手話通訳者などを派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、県聴覚障害者協会の協力を得て実施しており、第５期計画においても、現状程度の利用を見込みます。

手話通訳者設置事業については、帰町の状況と合わせながら、人材の確保、養成について検討していきます。

＜第４期計画値と実績（年度分）＞

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実1人	実0人	実1人	実0人	実1人	実0人
手話通訳者設置事業	無	無	無	無	無	無

＜第５期見込み（年度分）＞

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実1人	実1人	実1人
手話通訳者設置事業	無	無	無

３）日常生活用具給付等事業

重度障がい者に自立生活支援用具、ストマなどの排泄管理支援用具等を給付または貸与する日常生活用具給付等事業は、地域生活支援事業のなかで実施しています。また、住宅改造費助成事業を当該事業に含めて実施します。

利用実績は、情報・意思疎通支援用具の利用が計画値を上回っていますが、その他は、第５期計画においても、現状程度の利用を見込みます。

＜第４期計画値と実績（年度分）＞

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
介護・訓練支援用具	1件	0件	1件	5件	1件	0件
自立生活支援用具	1件	2件	2件	4件	2件	1件
在宅療養等支援用具	1件	0件	1件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	3件
排泄管理支援用具	93 件	139 件	160 件	112 件	180 件	105 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件	0件	1件	1件	1件	1件

＜第５期見込み（年度分）＞

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護･訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件
情報･意思疎通支援用具	2件	2件	2件
排泄管理支援用具	150 件	160 件	170 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2件	2件	2件

４）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者・児等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援するサービスです。

＜第４期計画値と実績（年度分）＞

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
移動支援事業	実6人 延 80 時間	実9人 延 744 時間	実 10 人 延 60 時間	実9人 延656 時間	実 10 人 延 60 時間	実9人 延 577 時間

＜第５期見込み（年度分）＞

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実 10 人 延 600 時間	実 11 人 延 660 時間	実 12 人 延 720 時間

５）地域活動支援センター事業・地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業など地域活動支援センターを核に障がい者の地域生活を促進するための地域活動支援センター機能強化事業が実施されます。

＜第４期計画値と実績（年度分）＞

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
町内にある施設	0か所 実0人	0か所 実0人	0か所 実0人	0か所 実0人	0か所 実0人	0か所 実0人
他市町にある施設	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人	1か所 0人	1か所 1人	0か所 0人

＜第５期見込み（年度分）＞

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
町内にある施設	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人
他市町にある施設	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人

②その他の事業（任意事業）の実施方策と見込み

任意事業として双葉町では以下の事業を地域生活支援事業のなかで実施します。

これまで実施してきた事業、新たに利用されるものなど、利用者は微増しており、利用状況等を勘案して、計画期間の利用量を見込みました。

＜地域生活支援事業任意事業一覧＞

事業名	事業概要
訪問入浴事業	入浴が困難な在宅の障がい者等を対象に、障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。指定事業所に委託。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
生活訓練事業	日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
要約筆記奉仕員養成研修事業	社会参加支援の１事業として、聴覚障がいのある人への意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員の養成研修を行います。
スポーツ･レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図るために、各種教室やスポーツ大会を開催します。
自動車改造費助成事業	自動車の改造費用の一部を助成します。

１）訪問入浴サービス事業

委託した指定事業所が障がい者等の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

各年度、計画値内で利用されています。今後も同程度の利用を見込みます。

＜第４期計画値と実績（年度分）＞

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
訪問入浴サービス事業	実4人	実2人	実4人	実2人	実4人	実2人

＜第５期見込み（年度分）＞

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	実3人	実3人	実3人

２）日中一時支援事業

家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供するもので、平成26年度以降は計画値内で利用されています。今後も同程度の利用を見込みます。

＜第４期計画値と実績（年度分）＞

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
日中一時支援事業	2か所 実5人	3か所 実3人	2か所 実7人	2か所 実2人	2か所 実7人	2か所 実3人

＜第５期見込み（年度分）＞

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	2か所 実2人	2か所 実2人	2か所 実2人

３）自動車改造費助成事業

外出支援策の一つとして、自動車改造費の一部助成を行っており、利用はごく少数ですが、利用ニーズの把握に努めます。

＜第４期計画値と実績（年度分）＞

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
自動車改造費助成事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件

＜第５期見込み（年度分）＞

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車改造費助成事業	1件	1件	1件

第６章　第１期障がい児福祉計画

１　障がい児福祉サービスの目標（成果目標）

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

障がい児支援の提供体制の整備等 ＜新設＞	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）

＜児童発達支援センターの整備の目標＞

項　目	数 値	備　考
平成 29 年3月 31 日時点の整備数	0か所	平成 28 年度末現在
＜目標値＞整備数（双葉圏域で設置）	1か所	平成 32 年度末までの見込み

＜保育所等訪問支援事業所の整備の目標＞

項　目	数 値	備　考
平成 29 年3月 31 日時点の整備数	0か所	平成 28 年度末現在
＜目標値＞整備数（双葉圏域で設置）	1か所	平成 32 年度末までの見込み

＜重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所の目標＞

項　目	数 値	備　考
平成 29 年3月 31 日時点の整備数	0か所	平成 28 年度末現在
＜目標値＞整備数（双葉圏域で設置）	1か所	平成 32 年度末までの見込み

＜重症心身障がい児を主たる支援対象とする放課後等デイサービス事業所の目標＞

項　目	数 値	備　考
平成 29 年3月 31 日時点の整備数	0か所	平成 28 年度末現在
＜目標値＞整備数（双葉圏域で設置）	1か所	平成 32 年度末までの見込み

＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の目標＞

項　目	数 値	備　考
平成 29 年3月 31 日時点の医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の数	0か所	平成 28 年度末現在
＜目標値＞協議の場の数（双葉圏域で設置）	1か所	平成 30 年度末までの見込み

2　障がい児福祉サービスの実績・見込み

障がい児支援の強化を目指して、通所・入所の利用形態を一元化する制度改正が行われ、平成24年度から従来の児童デイサービスは、児童福祉法に基づく障がい児通所支援となりました。障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

＜児童福祉法に基づくサービスの種類と内容＞

	サービス名	サービス内容
障がい児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置付けられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障害があっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害のある子どもや家族の支援」、「地域の障害のある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 未就学の障害のある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の障害のある未就学の子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子どもや今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
訪問系	居宅訪問型児童発達支援（新規）	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもに対して、適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

※入所系のサービスの見込みは、都道府県が行います。

①これまでの実績

児童発達支援・放課後デイサービス・障害児相談支援は、実人数で６～７人の利用がみられます。

＜これまでの実施状況（１か月）＞

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）
障害児支援	児童発達支援	６人日	０日	３人日
		６人	０人	３人
	医療型児童発達支援	０人	０人	０人
	放課後等デイサービス	11 人日	０人日	10 人日
		６人分	０人分	０人分
	保育所等訪問支援	０人	０人	０人
	障害児相談支援	７人	２人	１人

②第１期計画の見込み

＜第１期計画期間の見込み（まとめ）＞

	第5期計画			単位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
児童発達支援	5 50	5 50	5 50	実人／月 延人日／月
医療型児童発達支援	0 0	0 0	0 0	実人／月 延人日／月
放課後等デイサービス	12 120	12 120	12 120	実人／月 延人日／月
保育所等訪問支援	0 0	0 0	0 0	実人／月 延人日／月
障害児相談支援	15	15	15	実人／月
居宅訪問型児童発達支援	0 0	0 0	0 0	実人／月 延人日／月
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	0	0	実人／月

1）医療的ケア児調整コーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。必要性は高いことから、専門職を確保する必要があります。

2）保育所の利用を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、保育所を利用する障がい児数を見込みます。

3）認定こども園の利用を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、認定こども園を利用する障がい児数を見込みます。

4）放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、放課後児童クラブを利用する障がい児数を見込みます。

5）短期入所（福祉型・医療型）※児童のみ

障がいのある児童の介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護できない場合に障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間入所するサービスです。障害者支援施設に短期入所する福祉型と、重度心身障がい児など医療ケアが必要な場合は医療機関等に短期入所する医療型があります。

6）障害児入所施設（福祉型・医療型）

障がいのある児童が障害児支援施設に入所し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能などの訓練を受けるもので、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

第７章　推進方策

１　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進方策

（1）障害支援区分認定

自立支援給付サービスを利用するには、支給決定（サービス受給者証の発行）を受けることが必要です。18歳以上の方については、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に表す障害支援区分の認定（区分１～６の６段階）を受けることとなります。

障がい者からのサービス利用の申請に基づき、町または委託先の相談支援事業者が心身の状況に関する80項目の認定調査項目と24項目の医師意見書に基づきコンピュータ判定による一時判定を行い、圏域の審査会で二次判定を行い、障害支援区分が確定します。その後、障がい者本人のサービス利用意向などをもとに町で支給決定を行い、障がい者がサービス利用計画に基づいてサービスを利用するしくみです。平成24年度からサービス利用が円滑にいくように、サービス利用計画は支給決定前に作成することとなったことから、聴き取り調査の段階からサービス利用計画の作成に向けた相談が進められるように努めます。

障害支援区分認定調査、審査会などについて、町内の障がい者や家族などへの制度の周知と理解に努めるとともに、圏域での連携を図りながら、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障がい者の状況とニーズに応じた支給決定に努めていきます。

＜サービスの申請から利用までの概略＞

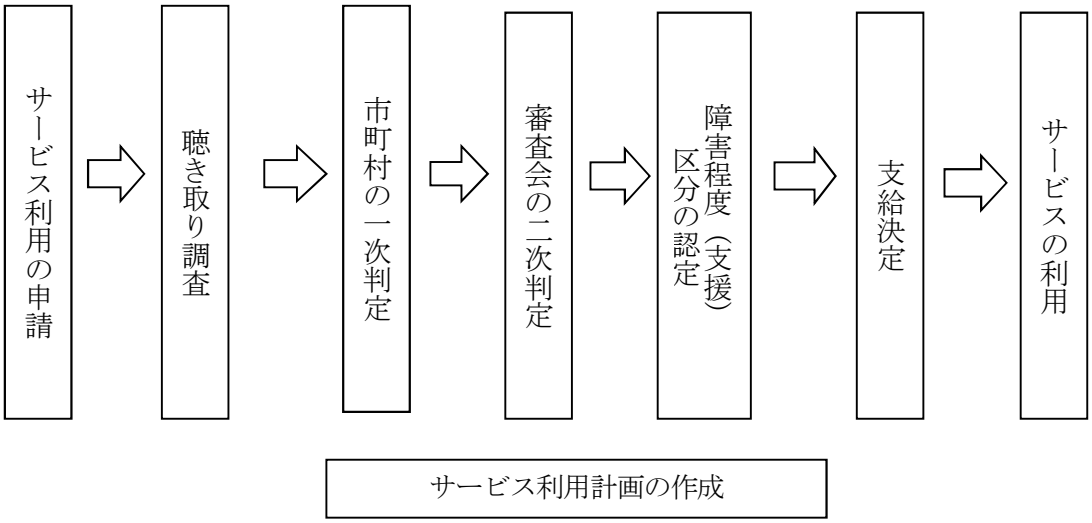

（2）低所得者への配慮

自立支援給付の利用にあたっては、低所得者の負担を軽減するために、①月額上限設定や、②高額障がい福祉サービス費、③入所施設の補足給付などが制度化されています。

こうした制度について、障がい者と家族などへの周知に努めていきます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。双葉町においては自立支援給付との整合を図り、原則１割負担とするとともに、低所得者に配慮した運用を図っていきます。

（3）地域自立支援協議会の運営

障がい者・障がい児の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。障がい者支援ネットワークの中核的役割を果たす機関として、双葉地域自立支援協議会を圏域で共同設置しており、５つの部会を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。また、連絡会を隔月１回、協議会を年１回開催し、地域の支援システムとして機能的な運用支援に努めます。

＜地域自立支援協議会の構成＞

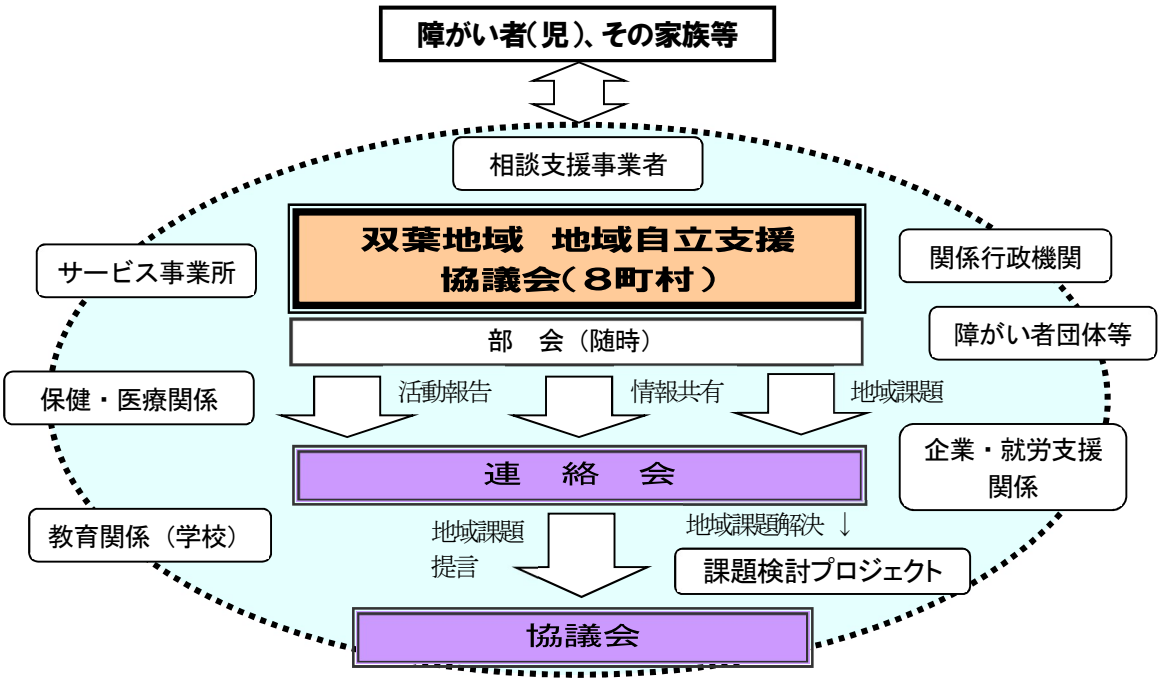

協　議　会：年３回開催（定数 40 人以下）重要事項等の決定
部　　会：各部会（12 人程度）　つながる部会、まもる部会、しごと部会、くらし部会、子ども部会の５部会。
連　絡　会：(15 人以内）隔月１回、部会と協議会の調整

2　計画の推進に向けて

（1）庁内の推進体制の整備と町民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けて、障がい者福祉の分野にとどまらず、庁内の様々な部局にわたって、十分な連携のもとに事業･施策を進めます。

また、各種の障がい福祉施策の推進にあたっては、行政、事業者、医療機関、学校、ボランティア団体等の各関係機関の緊密な連携を図り、必要な情報を共有しながら推進していく体制を確立していきます。

（2）国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応する必要がある事業については、国・県・近隣市町村とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

（3）計画についての広報・啓発の推進

計画について、広く町民の理解や協力を得るために、町の広報やホームページなどを通じて計画の広報・啓発を行います。

（4）計画の達成状況の点検と評価

計画の達成状況については、点検・評価を行い、進行管理を行います。また、障がい福祉サービス等の実態や国・県の動向、近隣市町村の実施状況なども踏まえ検証します。

成果目標及び活動指標については、PDCA サイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）のプロセスに基づき分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。高齢化対策推進委員会に定期的に報告し、ご意見をいただきながら進めます。

＜ＰＤＣＡサイクルのイメージ＞

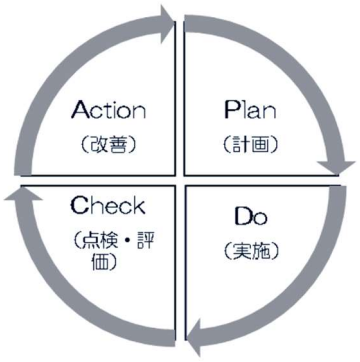

（5）原発特例法に基づく推進

原発避難者特例法の指定自治体となっており、障がい者支援については以下の事務を避難先で対応していただいております。今後も避難先自治体と連携を図りながら適切な対応に努めます。

＜医療・福祉関係＞９法律166事務
・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
・障がい者、障がい児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者総合支援法）

資　　料

（1）策定体制等

双葉町高齢化対策推進委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、双葉町高齢化対策推進委員会条例（平成２年３月２０日双葉町条例第２号）第７条の規定に基づき、双葉町高齢化対策推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第２条　委員会に委員長１名、副委員長１名を置く。

２　委員長、副委員長は委員会の委員（以下「委員」という。）の互選によってこれを定める。

３　委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　委員長及び副委員長の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議の招集）

第３条　委員会の会議（以下「会議」という。）は必要がある場合に委員長が招集する。

２　前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知して行う。

（会議の定足数及び議決）

第４条　会議は在席委員の半数以上が出席しなければこれを開催することができない。

２　会議の決議は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、健康福祉課福祉介護係において処理する。

（その他必要な事項）

第６条　この規定に定めるもののほか会議に関し必要な事項は、委員長が会議にはかり決定する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

双葉町高齢化対策推進委員・双葉町地域包括支援センター運営協議会

委員名簿

No.	区　分	委　員　名	所属団体等	備　考
1	社会福祉団体	羽根田　信	社会福祉協議会副会長	
2	〃	岡田　常雄	社会福祉協議会副会長	
3	〃	髙野　一美	社会福祉法人ふたば福祉会理事長	委員長
4	〃	岩元　善一	社会福祉法人ふたば福祉会せんだん業務理事 （町復興町民委員会高齢者等福祉部会員）	
5	学識経験者	岡村　隆夫	教育委員長 （町復興町民委員会副委員長）	
6	〃	石田　秀一	医師会	
7	〃	玉野　憲一	老人クラブ連合会長 （町復興町民委員会高齢者福祉部会員）	
8	〃	田中清一郎	町商工会長 （町復興町民委員会委員長）	
9	〃	梅田　壽嘉	町婦人副会長	
10	〃	細澤　榮子	町復興町民委員会高齢者等福祉部会員	

（2）答申書

双葉町長　伊澤　史朗　様

双葉町高齢化対策推進委員会
委員長　　高野　一美

双葉町第７期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画等について（答申）

平成２９年１２月１９日、平成２９年度第１回双葉町高齢化対策推進委員会において、口頭諮問のありましたことについて、別紙のとおり答申します。

１．諮問事項

（１）第７期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（案）について

（２）第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画（案）について

（３）双葉町健康増進計画（案）について

２．答申

平成２９年１２月１９日、平成２９年度第１回双葉町高齢化対策推進委員会において、口頭諮問のありましたことについて、平成３０年３月２日に第２回双葉町高齢化対策推進委員会を開催し、審議した結果、諮問のとおり第７期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（案）、第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画（案）、双葉町健康増進計画（案）は、本町の健康福祉事業を進めていくうえで適当であると結審したので答申します。

双葉町障がい者計画
第５期障がい福祉計画
第１期障がい児福祉計画

発行：平成３０年３月

双葉町いわき事務所　健康福祉課
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目１９－４
電話　０２４６－８４－５２０５